

令和2年度(2020年度)
北海道産業廃棄物
処理状況調査
報告書

令和4年3月

北 海 道

目 次

1 調査概要.....	1
1.1 調査目的	1
1.2 調査方法	1
1.2.1 調査対象期間	1
1.2.2 調査対象地域	1
1.2.3 調査対象廃棄物	1
1.2.4 調査対象業種	3
1.2.5 廃棄物の発生及び処理の流れ.....	4
1.2.6 集計方法	5
2 調査結果.....	17
2.1 結果の概要(全体像).....	17
2.2 廃棄物種類別の発生及び処理状況.....	18
2.2.1 廃棄物種類別の結果概要	18
2.2.2 処理内訳	20
2.2.3 自己中間処理の状況	22
2.2.4 委託処理の状況	24
2.2.5 最終処分の状況	27
2.2.6 再生利用の状況	28
2.2.7 特別管理産業廃棄物の発生及び処理状況.....	30
2.3 業種別の発生及び処理状況.....	32
2.3.1 業種別の結果概要	32
2.3.2 処理内訳	35
2.3.3 業種別の主な廃棄物種類別の処理状況.....	37
2.4 地域別の結果概要.....	57
2.4.1 発生及び処理状況	57
2.4.2 地域間移動の状況	60
3 将来予測.....	62
3.1 将来予測の概要	62
3.2 発生・排出量の将来予測.....	64
3.2.1 発生及び処理量の予測結果.....	64
3.2.2 廃棄物種類別の予測結果	66
3.2.3 業種別の予測結果	71

資料編

1 調査概要

1.1 調査目的

道内で発生している産業廃棄物の排出量及び処理状況等を調査することにより、実態把握と将来予測を行い、廃棄物行政の推進に必要な基礎資料として、北海道における適正処理やリサイクルの推進に資することを目的とする。

1.2 調査方法

1.2.1 調査対象期間

令和 2 年（2020 年）4 月 1 日から令和 3 年（2021 年）3 月 31 日まで

1.2.2 調査対象地域

道内全域から排出される産業廃棄物を調査対象とした。なお、地域特性を把握するため、表 1.2-1 に示すとおり道内を 17 地域（14 の振興局（総合振興局を含む。）及び 3 政令市（札幌市、函館市、旭川市））に区分した。

表 1.2-1 調査対象地域一覧

地域名称			
札幌市	石狩（札幌市を除く）	函館市	渡島（函館市を除く）
檜山	後志	空知	旭川市
上川（旭川市を除く）	留萌	宗谷	オホーツク
胆振	日高	十勝	釧路
根室			

1.2.3 調査対象廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」とする。）及び同法施行令に定められている全ての産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）を調査対象とし、表 1.2-2 に示すとおり分類した。

なお、一般廃棄物処理施設において処理されている産業廃棄物（以下、「あわせ産業廃棄物」という。）も調査対象に含めた。

表 1.2-2 (1) 調査対象廃棄物

産業廃棄物の種類	
燃え殻	
汚泥	有機汚泥
	下水汚泥
	無機性汚泥
	上水汚泥
	建設汚泥
	その他の汚泥
廃油	
廃酸	
廃アルカリ	
廃プラスチック類	廃タイヤ
	その他の廃プラスチック類
紙くず	
木くず	
繊維くず	
動・植物性残さ	
動物系固形不要物	
ゴムくず	
金属くず	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	石膏ボード
	その他のガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
鉱さい	
がれき類	コンクリート破片
	アスファルト・コンクリート破片
	その他のがれき類
動物のふん尿	
動物の死体	
ばいじん	
産業廃棄物を処分するために処理したもの(13号廃棄物)	
一体不可分の産業廃棄物	安定型建設系混合廃棄物
	管理型建設系混合廃棄物
	安定型混合廃棄物
	管理型混合廃棄物
	シュレッダーダスト
	石綿含有産業廃棄物
	水銀使用製品産業廃棄物
	水銀含有はいじん等
	廃自動車
	廃家電品
	廃バッテリー

表 1.2-2 (2) 調査対象廃棄物

産業廃棄物の種類		
特別管理産業廃棄物	燃えやすい廃油	
	pH2.0 以下の廃酸	
	pH12.5 以上の廃アルカリ	
	感染性廃棄物	
	特定有害産業廃棄物	廃PCB等
		PCB汚染物
		廃水銀等及びその処理物
		鉱さい及びその処理物
		廃石綿等
		燃え殻及びその処理物
ばいじん及びその処理物		
廃油及びその処理物		
汚泥、廃酸又は廃アルカリ及びその処理物		
その他の産業廃棄物		

1.2.4 調査対象業種

「日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定、総務省）」に定められている全ての業種を調査対象とし、表 1.2-3 に示すとおり大分類（20 業種）及び一部の中分類に分類した。

表 1.2-3 調査対象業種

大分類	中分類	大分類	中分類												
A 農業、林業	農業	E 生産用機械器具製造業 業務用機械器具製造業 電子部品・デバイス・電子回路製造業 電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業 輸送用機械器具製造業 その他の製造業	F 電気・ガス・熱供給・水道業 電気業 ガス業 熱供給業 水道業												
	林業														
B 漁業	G 情報通信業			H 運輸業、郵便業											
C 鉱業															
D 建設業					総合工事業	I 卸売業、小売業	J 金融業、保険業								
					職別工事業										
					設備工事業										
E 製造業					食品製造業			K 不動産業、物品賃貸業	L 学術研究、専門・技術サービス業						
					飲料・たばこ・飼料製造業										
					繊維工業					M 宿泊業、飲食サービス業	N 生活関連サービス業、娯楽業				
		木材・木製品製造業													
		家具・装備品製造業	O 教育、学習支援業		P 医療、福祉										
		パルプ・紙・紙加工品製造業													
		印刷・同関連業										Q 複合サービス事業	R サービス業（他に分類されないもの）		
		化学工業													
		石油製品・石炭製品製造業												S 公務（他に分類されるものを除く）	T 分類不能の産業
		プラスチック製品製造業													
		ゴム製品製造業													
		なめし皮・同製品・毛皮製造業													
		窯業・土石製品製造業													
		鉄鋼業													
	非鉄金属製造業														
	金属製品製造業														
はん用機械器具製造業															

1.2.5 廃棄物の発生及び処理の流れ

廃棄物の発生及び処理状況は、図 1.2-1 に示す流れ図の項目に沿って取りまとめた。なお、流れ図に示した各項目の用語については、表 1.2-4 に示すとおりである。

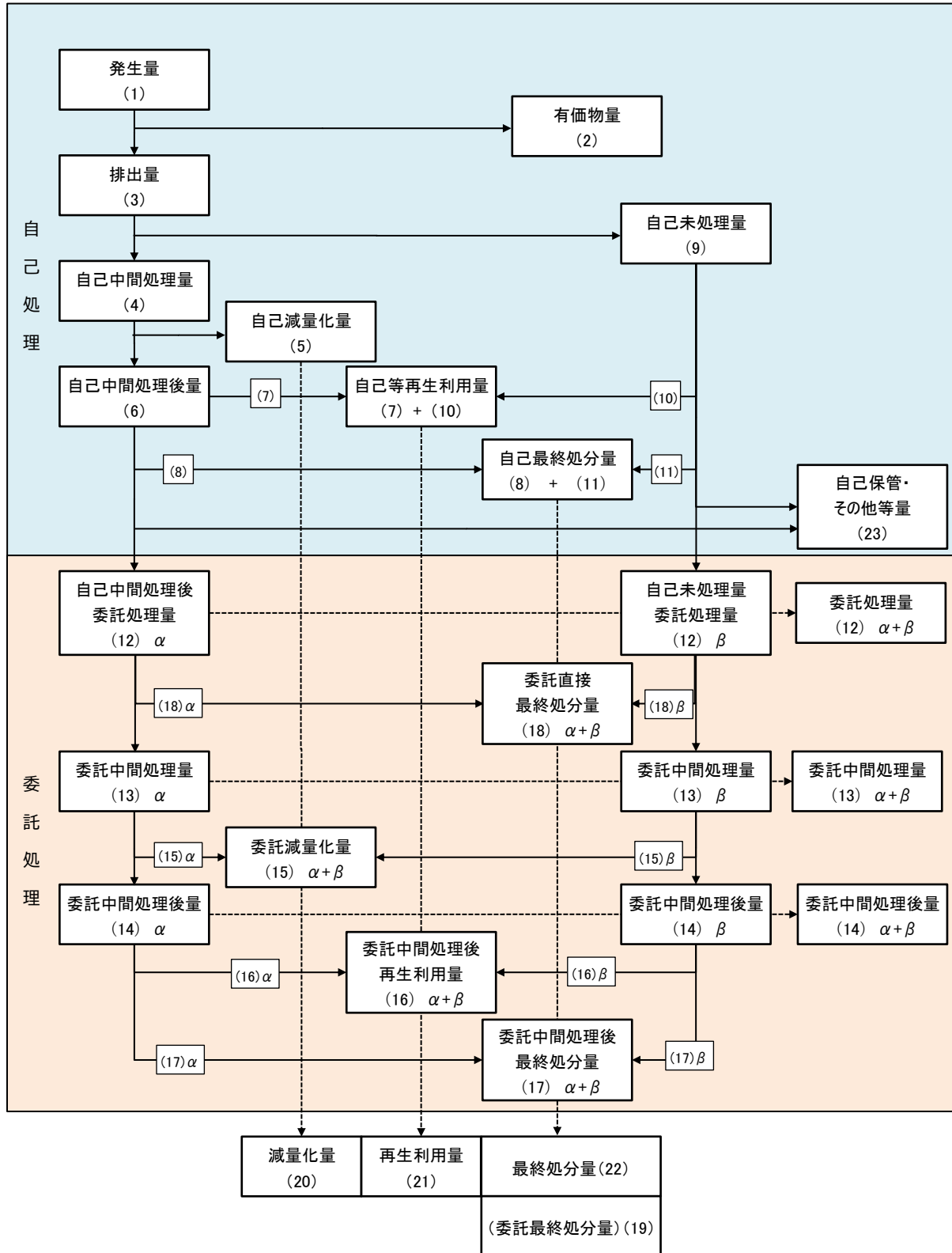


図 1.2-1 発生量及び処理状況の流れ図

表 1.2-4 発生量及び処理状況の流れ図の項目に関する用語の定義

項目	番号	定義	
発生量	(1)	事業所内等で生じた産業廃棄物量及び有価物	
有価物量	(2)	(1)の発生量のうち、中間処理等することなく、他者に有償で売却した量	
排出量	(3)	(1)の発生量のうち、(2)の有価物量を除いた量	
自己処理	自己中間処理量	(4)	(3)の排出量のうち、自ら中間処理した廃棄物量で処理前の量
	自己減量化量	(5)	(4)の自己中間処理量から(6)の自己中間処理後量を差し引いた量
	自己中間処理後量	(6)	(4)の自己中間処理された後の廃棄物量
	自己中間処理後再生利用量	(7)	(6)の自己中間処理後量のうち、自ら利用し又は他者に有償で売却した量
	自己中間処理後自己最終処分量	(8)	(6)の自己中間処理後量のうち、自己の埋立地に処分した量
	自己未処理量	(9)	(3)の排出量のうち、自己中間処理されなかった量
	自己未処理自己再生利用量	(10)	(9)の自己未処理量のうち、自ら再生利用した量
自己未処理自己最終処分量	(11)	(9)の自己未処理量のうち、自己の埋立地に処分した量	
委託処理	委託処理量	(12)	(6)の自己中間処理後量及び(9)の自己未処理量のうち、中間処理及び最終処分を委託した量
	委託中間処理量	(13)	(12)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理された量
	委託中間処理後量	(14)	(13)で中間処理された後の廃棄物量
	委託減量化量	(15)	(13)の委託中間処理から(14)の委託中間処理後量を差し引いた量
	委託中間処理後再生利用量	(16)	(14)の委託中間処理後量のうち、処理業者等で自ら利用し又は他者に有償で売却した量
	委託中間処理後最終処分量	(17)	(14)の委託中間処理後量のうち、最終処分された量
	委託直接最終処分量	(18)	(12)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理されことなく最終処分された量
委託最終処分量	(19)	委託業者等で最終処分された量	
減量化量	(20)	排出事業者又は処理業者等の中間処理により減量化された量の合計	
再生利用量	(21)	排出事業者、処理業者等で再生利用された量の合計	
最終処分量	(22)	排出事業者、処理業者等で最終処分された量の合計	
自己保管・その他等量	(23)	排出事業者が自ら保管した量、又は(6)の自己中間処理後量及び(9)自己未処理量のうち、(8)、(11)及び(12)の方法以外で処理・処分した量	

1.2.6 集計方法

1) 集計方法の概要

本調査では、排出事業者や処理事業者から北海道及び政令市に提出された産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分実績報告書（以下、「実績報告書」という。）及び産業廃棄物処理計画実施状況報告書、特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書（以下、「多量実績報告書」という。）を集計してそのまま用いる方法（以下、「直接集計」という。）と、北海道や国の機関等から集計値が報告されている既存資料を用いる方法（以下、「既存資料集計」という。）の2つの手法により、項目ごとに適した方法を選択して実施した。それぞれの集計方法の概要を表 1.2-5 に示す。

また、排出量の報告単位は重量や体積、個数などがあるため、「産業廃棄物の種類ごとの集計単位と重量換算係数 Ver. 1.4」（公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）、<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/guide/data/index.html>）によりすべて重量（t）へ換算し、集計に用いた。

表 1.2-5 集計方法の概要

業種 (大分類)	廃棄物	集計方法	調査の種類	
			直接 集計	既存資 料集計
農業・林業	廃プラスチック類 (畜産農業以外)	「園芸用施設の設置等の状況(R2)」より、畜産農業以外の廃プラスチック類の市町村別排出量・処理量を集計	-	○
	動物のふん尿	既存資料より、1頭あたりの平均的な年間排せつ物量(t)を求め、それに振興局別の牛、豚、馬、羊、鶏の頭数を乗じて、畜種ごとの排出量・処理量を推計	-	○
	動物の死体	既存資料より、畜種ごとの死亡率を求め、畜種ごとの体重の設定値を乗じ、動物の死体の原単位(t/頭)を算出し、それに振興局ごとの牛、豚、馬の頭数を乗じて、畜種ごとの排出量を推計	-	○
	上記を除く全種類	実績報告書及び多量実績報告書の集計	○	-
漁業	廃プラスチック類	「水産系廃棄物発生量等調査」より、振興局別の漁網の発生量を廃プラスチック類の発生量として集計	-	○
	上記を除く全種類	実績報告書及び多量実績報告書の集計	○	-
鉱業	全種類	実績報告書及び多量実績報告書の集計	○	-
建設業	全種類		○	-
製造業	全種類		○	-
電気・ガス・熱供給・水道業	下水汚泥 (水道業のみ)	「北海道の下水道 2020」より、市町村別の濃縮汚泥(m ³ /年)の発生量を排出量、引き渡し状況を再生利用量、最終処分量として集計	-	○
	上記を除く全種類	実績報告書及び多量実績報告書の集計	○	-
情報通信業	全種類		○	-
運輸業、郵便業	全種類		○	-
卸売業、小売業	全種類		○	-
金融業、保険業	全種類		○	-
不動産業、物品賃貸業	全種類		○	-
学術研究、専門・技術サービス業	全種類		○	-
宿泊業、飲食サービス業	全種類		○	-
生活関連サービス業、娯楽業	全種類		○	-
教育、学習支援業	全種類		○	-
医療、福祉	全種類		○	-
複合サービス事業	全種類		○	-
サービス業	全種類		○	-
公務	全種類		○	-
分類不能の産業	全種類		○	-

2) 直接集計

(1) 使用した報告書

直接集計では、表 1.2-6 に示した報告書を基に、北海道内において排出された産業廃棄物の排出量及び処理量を集計した。

表 1.2-6 調査に使用した報告書及び対象事業者数

報告書の種類	No.	名称/対応する値 (図 1.2-1 の対応 No.)	対象事業者数
実績報告書	1	産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) 処分実績報告書 (あわせ産業廃棄物含む) (令和 2 年度、北海道及び政令市提出分)	902 [79]
		(3) ~ (18)	
多量実績報告書	2	産業廃棄物処理計画実施状況報告書・特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書 (令和 2 年度、北海道及び政令市提出分)	627 [182]
		(3) ~ (11)	
再生利用報告書	3	産業廃棄物再生活用事業報告書 (令和 2 年度)	30
		(16)	
合 計			1,559

注: []内の数字は道内政令市提出分を示す。

(2) 実績報告書及び多量実績報告書の督促・確認

表 1.2-6 に示す北海道に提出された報告書のうち、実績報告書及び多量実績報告書について、未提出である報告者に対して督促を行った。督促は、1 回目を書面で、2 回目は電話で行った。提出及び督促の状況を表 1.2-7 に示す。

また、記入に誤りがあると思われる場合、報告者に対して確認及び修正依頼を行い、適正な報告値を入手した上で、報告書の集計作業を行った。

なお、対象となる報告書等を回収できなかった報告者は、振興局でも連絡がつかないなど、事業活動を行っていない場合がほとんどであり、全体集計への影響は軽微と考えられた。

表 1.2-7 実績報告書等の督促・確認の結果

報告書の種類	対象事業者数	督促対象事業者数	未提出事業者数	全体提出率
産業廃棄物 (特別産業廃棄物) 処分実績報告書	784	227	40	95%
処分業	741	188	36	95%
施設	43	39	4	91%
産業廃棄物 (特別産業廃棄物) 処分実績報告書 (あわせ産業廃棄物)	39	22	4	90%
多量排出事業者の産業廃棄物処理計画実施状況報告書	349	51	2	99%
多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書	96	14	2	98%
合 計	1,268	314	48	96%

(3) 実績報告書及び多量実績報告書の集計

① 集計に用いる値の整理

図 1.2-1 に示す(3)～(11)は実績報告書及び多量実績報告書の報告値、(12)～(18)は実績報告書の報告値を用いた。実績報告書及び多量実績報告書の情報は、廃棄物の種類、量、排出事業者の業種及び所在地、処分業者名及び処分方法、処分先所在地等の整理を行った。また、農業（畜産農業以外）における廃プラスチック類、動物のふん尿、動物の死体、漁業における廃プラスチック類、水道業における下水汚泥については、既存資料による集計値を用いることとし、実績報告書及び多量実績報告書の集計からは除外した。

② 自己処理について

実績報告書の提出義務がなく（処理業者、許可施設以外）、多量排出事業者でもない自己処理については、実績報告書等で報告されないため集計できないが、排出量全体に占める量は少なく、影響は少ないと考えられる。

③ 自己処理・委託処理における排出量及び処理状況の整理

実績報告書の提出者は、多量実績報告書も提出している場合がある。実績の二重計上を回避するため「排出事業者の所在地・事業者名」で照合を行い、どちらにも報告が行われている場合は、図 1.2-1 に示す自己処理となる(3)～(11)については多量実績報告書の報告値を用いることとし、委託処理となる(3)及び(12)～(18)については実績報告書の報告値を用いた。

④ 二次委託における数値の補正

実績報告書において、委託処理業者が処理を再委託し、その再委託先である業者が自社を起点とした実績報告を行う場合がある。この場合は、二次処理業者から「排出量又は受託量」の報告がなされるため、一次処理業者の報告値から二次委託分を除外することで補正した。

このため、二次委託があった場合は、図 1.2-2 に示すとおり、一次処理業者の「排出量又は受託量」から二次処理業者への「委託量」を差し引きした値を、一次処理業者の「排出量又は受託量」として補正して集計に用いた。その際、中間処理後に廃棄物の種類が変更となるものについては、排出時の廃棄物の種類で取り扱った。

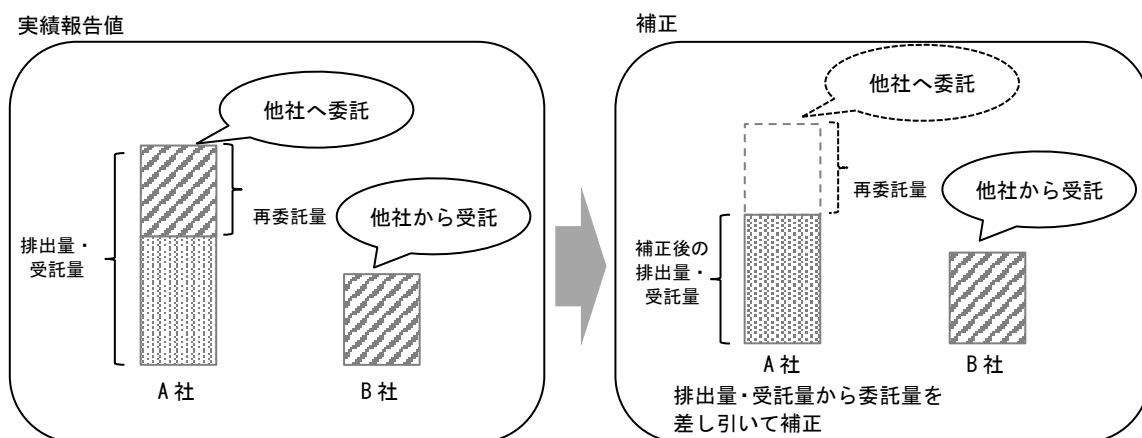


図 1.2-2 産業廃棄物処分実績報告書における処理の再委託と「排出量・受託量」補正のイメージ

(4) 再生利用量

知事による指定を受けた再生利用業の産業廃棄物再生活用事業報告値について、振興局、事業者の業種、廃棄物の種類別に委託中間処理後再生利用量（図 1.2-1 の(16)）として集計した。

3) 既存資料集計

(I) 使用した既存資料

全道の排出状況が既存資料により整理されている農業（畜産農業以外）における廃プラスチック類、動物のふん尿、動物の死体、漁業における廃プラスチック類、水道業における下水汚泥については、表 1.2-8 に示す既存資料を用いた。

表 1.2-8 調査に使用した既存資料

報告書の種類	No.	名称
既存資料	4	「園芸用施設の設置等の状況（R2）」（令和 2 年度） 北海道農政部生産振興局技術普及課
	5	「令和 3 年度（2021 年度）水産系廃棄物発生量等調査」（令和 2 年度発生分） 北海道水産林務部水産局水産振興課
	6	「総合振興局・振興局別家畜飼養戸数・頭数」（令和 2 年 2 月現在） 北海道農政部生産振興局畜産振興課
	7	「令和 2 年 販売目的で採卵鶏・ブロイラーを飼養している農業経営体数、販売農家数」（令和 2 年 2 月現在） 農林水産省統計情報部
	8	「平成 30 年度農業災害補償制度家畜共済統計表」（平成 30 年度） 農林水産省統計情報部
	9	「北海道の下水道 2020」（令和元年度末） 北海道建設部まちづくり局都市環境課

(2) 既存資料等の集計及び推計

① 農業（畜産農業以外）における廃プラスチック類

a. 排出量

「園芸用施設の設置等の状況（R2）」（令和 2 年度）では、畜産農業以外の廃プラスチック類の「排出量」が市町村別に報告されており、それらを集計した。集計値を表 1.2-9 に示す。

上記資料では、「園芸用」と「その他」に分けて集計されており、「園芸用」は野菜、花き及び果樹に利用したもの、「その他」は園芸用を除く、稲作、畑作等に利用したもの全てとされている。

b. 処理量

処理量についても、「園芸用施設の設置等の状況（R2）」（令和 2 年度）にて、市町村別の「焼却処理」、「再生処理」、「埋立処理」、「その他」が報告されており、それらを集計した。集計値を表 1.2-9 に示す。

また、「産業廃棄物排出・処理実態調査指針 改訂版」（平成 22 年 4 月、環境省）（以下、「調査指針」という。）の廃プラスチック類の残さ率より、焼却処理における残さ率は 10%として残さ量を算出した。

「焼却処理」の減量化量 90%を「自己未処理委託減量化量（15）」、残さ量 10%を「自己未処理委託中間処理後最終処分量（17）」、「再生処理」は「自己未処理委託中間処理後再生利用量（16）」、「埋立処理」は「自己未処理委託中間処理後最終処分量（17）」、「その他」は「自己保管・その他等量（23）」に計上した。

表 1.2-9 農業（畜産農業以外）の廃プラスチック類の排出量及び処理量

(単位：t)

排出量 (3)	焼却処理		再生処理 (16)	埋立処理 (17)	その他 (23)
	減量化量(15)	残さ量(17)			
20,734	2,401	2,161	13,125	2,241	2,967

注：()は、図 1.2-1 の流れ図の番号と対応する。

上記より、処理量は以下のとおり算出される。

- 排出量 (3) : 20,734t
- 自己未処理委託減量化量 (15) : 2,161t
- 自己未処理委託中間処理後再生利用量 (16) : 13,125t
- 自己未処理委託中間処理後最終処分量 (17) : 2,481t
- 自己保管・その他等量 (23) : 2,967t

(3) 漁業における廃プラスチック類

a. 排出量

「令和 3 年度（2021 年度）水産系廃棄物発生量等調査」（令和 2 年度発生分）では、振興局別の水産系廃棄物の発生量が報告されている。漁業者から排出される廃棄物は、ホタテウロ、イカゴロ、貝殻、ヒトデ、漁網等であり、このうち、素材がプラスチックである漁網以外は一般廃棄物になるため、漁網（廃プラスチック）のみが産業廃棄物となる。

本報告では、「漁網」の振興局別「発生量」を「排出量」として集計した。

b. 処理量

処理量についても、「令和 3 年度（2021 年度）水産系廃棄物発生量等調査」（令和 2 年度発生分）にて、振興局別の「処理（焼却等）」、「循環利用」、「埋立処分」が報告されており、それらを集計した。集計値を表 1.2-10 に示す。

また、「処理（焼却等）」は全て焼却処理したものとして取り扱い、「調査指針」の廃プラスチック類より、「処理（焼却等）」は残さ率を 10%として残さ量を算出した。

自己処分の「埋立処分」は「自己未処理自己最終処分量（11）」、市町村及び業者委託の「処理（焼却等）」の減量化量 90%は「自己未処理委託減量化量（15）」、「循環利用」は「自己未処理委託中間処理後再生利用量（16）」、「処理（焼却等）」の残さ量 10%は「自己未処理委託中間処理後最終処分量（17）」に、「埋立処分」は「自己未処理委託直接最終処分量（18）」計上した。

表 1.2-10 漁業の廃プラスチック類の発生量及び処理量（令和 2 年度発生分）

(単位：t)

発生量 (3)	自己処分			市町村				業者委託					
	処理 (焼却等)	循環 利用	埋立 処分 (11)	処理(焼却等)		循環 利用 (16)	埋立 処分 (18)	処理(焼却等)			循環 利用 (16)	埋立 処分 (18)	
				減量化量 (15)	残さ量 (17)			減量化量 (15)	残さ量 (17)				
1,581.9	—	—	1.0	2.0	1.8	0.2	—	40.9	235.5	212.0	23.6	380.2	922.3

注：()は、図 1.2-1 の流れ図の番号と対応する。合計は、四捨五入のため合わない場合がある。

上記より、処理量は以下のとおり算出される。

- 排出量 (3) : 1,581.9t
- 自己未処理自己最終処分量 (11) : 1.0t
- 自己未処理委託減量化量 (15) : 213.8t
- 自己未処理委託中間処理後再生利用量 (16) : 380.2t
- 自己未処理委託中間処理後最終処分量 (17) : 23.8t
- 自己未処理委託直接最終処分量 (18) : 963.2t

(4) 動物のふん尿

a. 排出量

動物のふん尿の排出量は、「環境保全と新しい畜産」（農林水産技術情報協会）及び「畜産環境整備のための技術及び機械装置集（1993）」（財団法人畜産環境整備リース協会）より算出した、表 1.2-11 に示す 1 頭あたりの平均的な年間排せつ物量 (t) に、「総合振興局・振興局別家畜飼養戸数・頭数」（令和 2 年 2 月現在）の振興局別の牛、豚、馬、羊の頭数及び「令和 2 年 販売目的で採卵鶏・ブロイラーを飼養している農業経営体数、販売農家数」（令和 2 年 2 月現在）の振興局別の鶏の羽数を乗じて算出した。

表 1.2-11 動物のふん尿の原単位

畜種	排せつ物量 (t/頭 (羽) /年)		備考
	ふん	尿	
乳牛	13.7	3.55	下記の値より計算した搾乳牛、乾乳牛の平均値 搾乳牛： ふん 16.6 尿 4.9 (t/頭/年) 乾乳牛： ふん 10.8 尿 2.2 (t/頭/年)
肉牛	7.3	2.4	2 歳以上
豚	1.2	2.6	繁殖豚
採卵鶏	0.05	-	成鶏：ふん 49.640t/千羽/年
馬	3.69	4.53	ふん 10.1・尿 12.4 (kg/頭/日)
羊	0.22	0.37	ふん 0.6・尿 1.0 (kg/頭/日)

注：牛、豚、鶏は「環境保全と新しい畜産」（農林水産技術情報協会）、
馬、羊は「畜産環境整備のための技術及び機械装置集（1993）」（財団法人畜産環境整備リース協会）より作成

$$\text{家畜排せつ物量} = 1 \text{ 頭(羽)あたりの年間ふん尿排出量} \times \text{飼養頭羽数}$$

b. 処理量

動物のふん尿の処理量は、平成 30 年度 北海道産業廃棄物処理状況調査報告書より、処理量の比率を求め、表 1.2-12 に示すとおり令和 2 年度の排出量を比率で分配した。

表 1.2-12 項目別比率及び集計値

(単位：t)

	排出量 (1), (3)	自己中間 処理量 (4)	自己減量化量 (5)	自己中間処理 後再生利用量 (7)	自己未処理委 託処理量 (12β)	委託中間処理 後再生利用量 (16β)	自己未処理 委託減量化量 (15β)	委託中間処理 後最終処分量 (17β)
H30 年度処理量 の比率	100.0%	89.3%	22.3%	67.0%	10.7%	7.5%	3.2%	0.0%
R2 年度排出量 及び処理量	21,597,056	19,286,171	4,816,144	14,470,028	2,310,885	1,619,779	691,106	0

注：()は、図 1.2-1 の流れ図の番号と対応する。

(5) 動物の死体

a. 排出量

動物の死体は、「平成 30 年度農業災害補償制度家畜共済統計表」（平成 30 年度）による家畜共済加入頭数及び死亡廃用自己頭数から、畜種ごとの死亡率を求め、これに表 1.2-13 に示す「堆肥化施設設計マニュアル」（社団法人中央畜産会）に基づく畜種ごとの体重の設定値を乗じ、動物の死体の原単位（t/頭）を算出した。

表 1.2-13 家畜の体重の設定

種別	区分	体重の範囲 (kg)	体重の設定値 (kg)
乳用牛	搾乳牛	600～700	650
	育成牛	40～500	270
	胎児・出生子牛	—	20
肉用牛	2 歳未満	200～400	300
	2 歳以上	400～700	550
	胎児・出生子牛	—	20
豚	繁殖豚	150～300	225
	子豚	3～ 30	16.5
馬	一般種	400～500	300
	種雄馬		500

出典：「堆肥化施設設計マニュアル」（社団法人中央畜産会：2001 年 1 月 2 版）を基に設定した。

胎児・出生子牛の重量は、一般社団法人三重県畜産協会 HP (<http://mie.lin.gr.jp/makiba/usisan.html>) より、乳牛の出生時体重 40 kg、肉牛の出生時体重 30 kg を踏まえ、20 kg と設定した。

注：体重の設定値は、体重の範囲の平均値とした。

軽種馬の体重が一般に 400～500 kg であることを踏まえ、種雄馬は 500 kg、一般馬は 300 kg と設定した。

畜種ごとの原単位(t/頭)

$$= \frac{\text{共済加入の死亡廃用事故頭数(頭)}}{\text{共済加入の頭数(頭)}} \times \frac{\text{畜種ごとの体重の設定値(kg/頭)}}{1,000(\text{kg/t})}$$

この原単位に、「総合振興局・振興局別家畜飼養戸数・頭数」（令和 2 年 2 月現在）の振興局ごとの牛、豚、馬の頭数を乗じて、動物の死体の排出量を推計した。

b. 処理量

動物の死体の処理量は、実績報告書の委託処理量の合計が 100 t 以上の業者の報告値を集計し、表 1.2-14 に示すとおり、委託処理量、減量化量、再生利用量、最終処分量を求め、それぞれの比率を算出した。この比率を用いて、a. 排出量で算出した排出量推計値に乗じることで処理量を算出した。

なお、排出量は全て自己処理せず、委託処理に出されるものとして集計した。

表 1.2-14 動物の死体の処理量（令和 2 年度実績報告値）

(単位：t)

処理業者	委託処理量 (12)	委託減量化量 (15)	委託中間処理 後再生利用量 (16)	委託中間処理 後最終処分量 (17)
A 社	7,402.0	6,987.5	414.5	0.0
B 社	3,957.0	2,934.4	0.0	1,022.6
C 社	182.6	171.4	0.0	11.2
D 社	73.0	53.6	19.4	0.0
合計	11,614.6	10,146.9	433.9	1,033.8
処理量の比率 (%)	100	87.4	3.7	8.9

(6) 水道業における汚泥

a. 排出量

下水汚泥の排出量は、「北海道の下水道 2020」（令和元年度末）にて、市町村別濃縮汚泥（m³/年）の市町村別発生量を排出量として集計した。

b. 処理量

下水汚泥の処理量は、「北海道の下水道 2020」（令和元年度末）にて、市町村別濃縮汚泥（m³/年）の発生量と「建設資材」、「セメント原料」、「肥料原料」、「緑農地利用」、「埋立」が報告されており、それらを集計した。集計値を表 1.2-15 に示す。

上記報告の下水道管理者からの引き渡し状況で、「建設資材、セメント原料、肥料原料、緑農地利用」は「自己中間処理後再生利用量（7）」、「埋立」は「委託直接最終処分量（18）」、排出量から「建設資材、セメント原料、肥料原料、緑農地利用」、「埋立」を除いたものを「自己減量化量（5）」に計上した。

表 1.2-15 下水汚泥の処理量（令和元年度末）

(単位：t)

排出量 (3)	自己減量化量 (5)	自己中間処理後 再生利用量 (7)	委託直接最終処分量 (18)
4,735,487	4,618,501	106,394	10,347

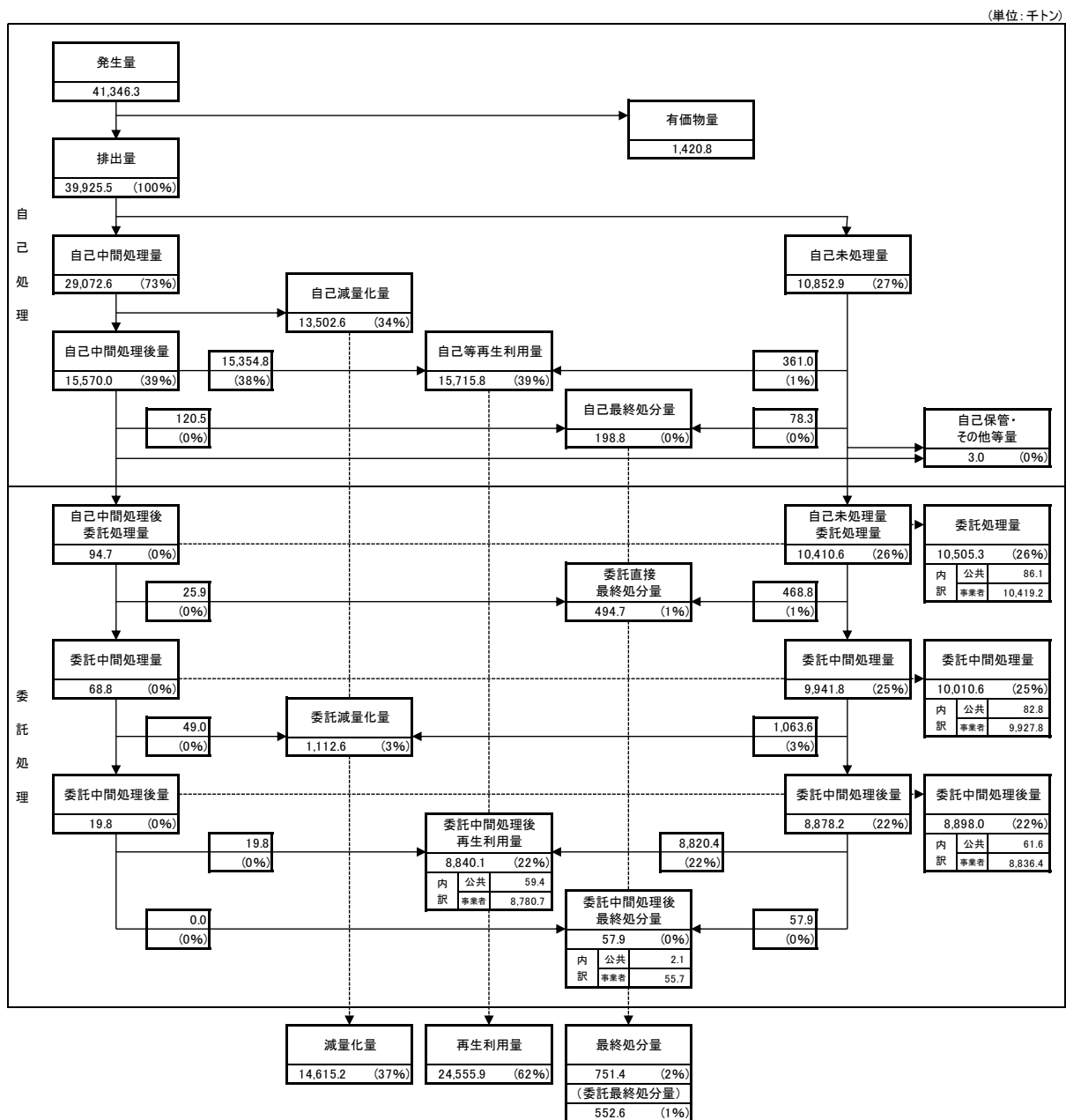
4) 発生量と有価物量の集計

発生量と有価物量については、実績報告書、多量実績報告書及び既存資料から集計することはできない。そのため、平成 30 年度 北海道産業廃棄物処理状況調査報告書の発生量と排出量の比率を用いて、発生量を推計した。有価物量は、発生量を推計した後、発生量と排出量の差分を有価物量とした。

2 調査結果

2.1 結果の概要(全体像)

- ・令和 2 年度 1 年間の道内の産業廃棄物量は、図 2.1-1 に示すように発生量は 41,346.3 千トンとなっており、このうち有価物の 1,420.8 千トンを除いた 39,925.5 千トンが廃棄物として排出されている。
- ・排出された 39,925.5 千トンのうち、再生利用された量が 24,555.9 千トン(排出量の 62%)、減量化された量が 14,615.2 千トン(同 37%)、最終処分された量が 751.4 千トン(同 2%)、自己保管・その他等量が 3.0 千トン(同 0%)となっている。



注:()内の数値は排出量に占める割合を示す。合計は、四捨五入のため合わない場合がある。

図 2.1-1 産業廃棄物の発生及び処理状況

2.2 廃棄物種類別の発生及び処理状況

2.2.1 廃棄物種類別の結果概要

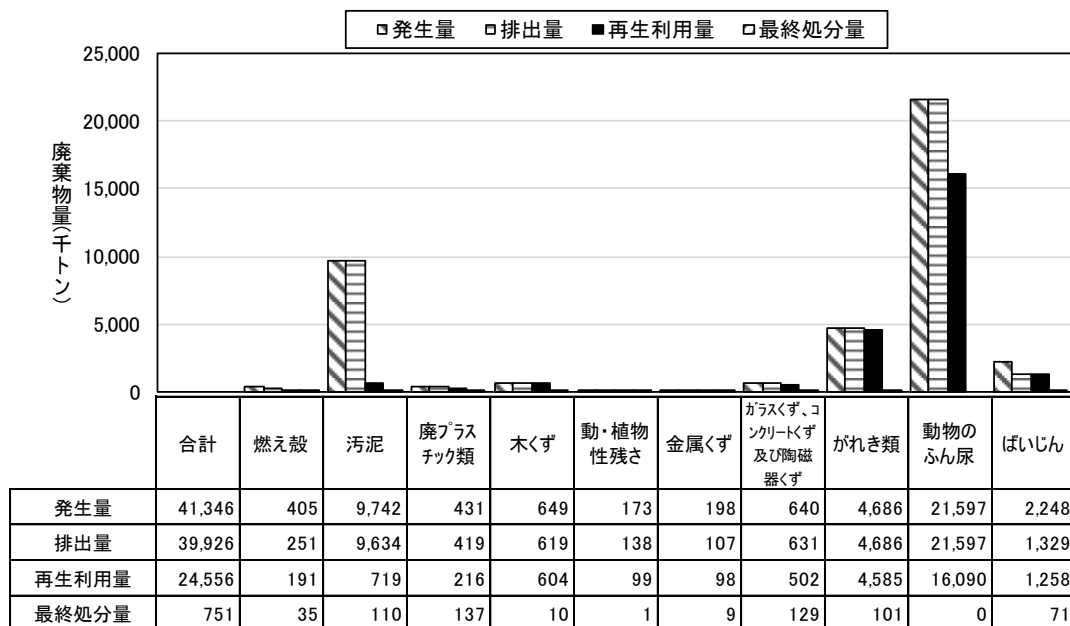
- ・廃棄物種類別の発生及び処理状況は、図 2.2-1～図 2.2-5 に示すとおりである。
- ・発生量(41,346 千トン)の内訳をみると、

①動物のふん尿	21,597 千トン(全発生量の	52%)	
②汚泥	9,742 千トン(同	24%)	
③がれき類	4,686 千トン(同	11%)	の順となっている。
- ・排出量(39,926 千トン)の内訳をみると、

①動物のふん尿	21,597 千トン(全排出量の	54%)	
②汚泥	9,634 千トン(同	24%)	
③がれき類	4,686 千トン(同	12%)	の順となっている。
- ・再生利用量(24,556 千トン)の内訳をみると、

①動物のふん尿	16,090 千トン(全再生利用量の	66%)	
②がれき類	4,585 千トン(同	19%)	
③ばいじん	1,258 千トン(同	5%)	の順となっている。
- ・最終処分量(751 千トン)の内訳をみると、

①廃プラスチック類	137 千トン(全最終処分量の	18%)	
②ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	129 千トン(同	17%)	
③汚泥	110 千トン(同	15%)	の順となっている。



注：発生量の多い上位10種類の産業廃棄物について示す。

図 2.2-1 産業廃棄物種類別の発生及び処理量

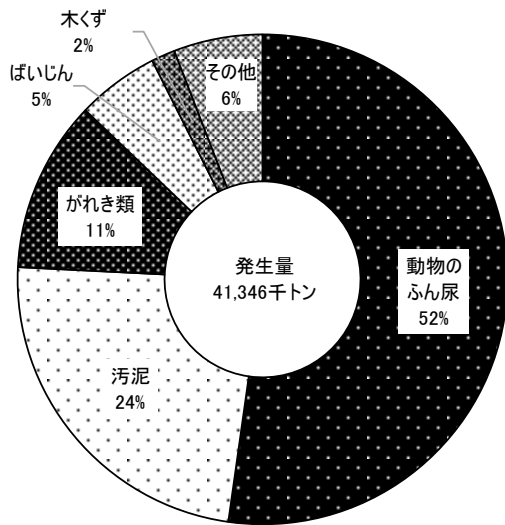


図 2.2-2 廃棄物種類別発生量の割合

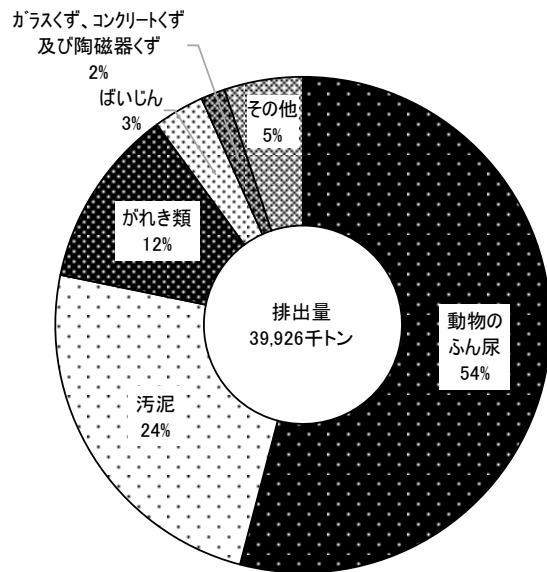


図 2.2-3 廃棄物種類別排出量の割合

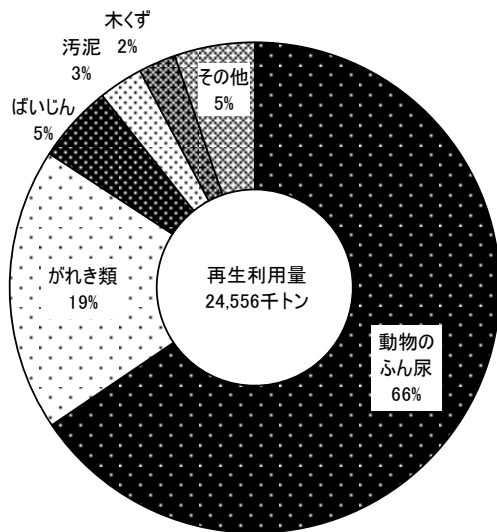


図 2.2-4 廃棄物種類別再生利用量の割合

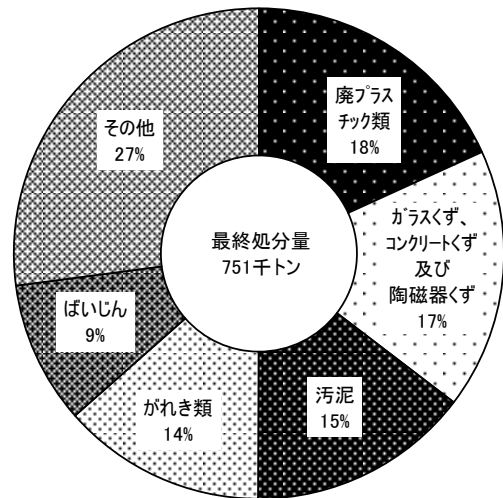


図 2.2-5 廃棄物種類別最終処分量の割合

注：割合の合計は、四捨五入のため合わない場合がある。

2.2.2 処理内訳

・廃棄物種類別の処理内訳は図 2.2-6 に示すとおりである。

・再生利用率が高い廃棄物の種類についてみると、

①がれき類	98%
②木くず	98%
③ばいじん	95%

の順となっており、この他、廃家電品(92%)、金属くず(91%)などが高くなっている。

・減量化率が高い廃棄物の種類についてみると、

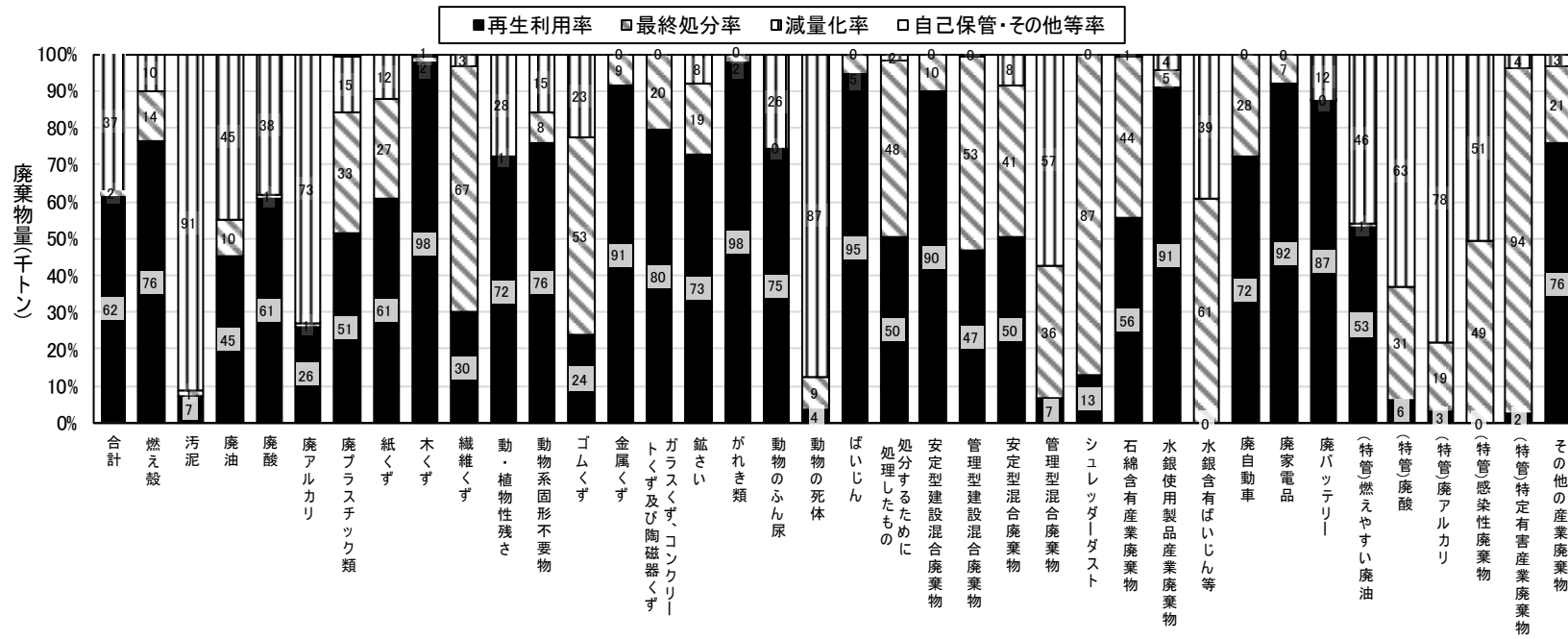
①汚泥	91%
②動物の死体	87%
③(特管)pH12.5以上の廃アルカリ	78%

の順となっており、この他、廃アルカリ(73%)、(特管)pH2.0以下の廃酸(63%)などが高くなっている。

・最終処分率が高い廃棄物の種類についてみると、

①(特管)特定有害産業廃棄物	94%
②シュレッダーダスト	87%
③繊維くず	67%

の順となっており、この他、水銀含有ばいじん等(61%)、ゴムくず(53%)などが高くなっている。



注：割合の合計は、四捨五入のため合わない場合がある。

「自己保管・その他等率」は、廃プラスチック以外は0のため、図中に値を記載していない。

廃棄物種類の略称は下記の種類を示す。

処分するために処理したもの：産業廃棄物を処分するために処理したもの(13号廃棄物)

(特管)廃酸：(特管)pH2.0以下の廃酸

(特管)廃アルカリ：(特管)pH12.5以上の廃アルカリ

図 2.2-6 産業廃棄物種類別の処理の比率構成

2.2.3 自己中間処理の状況

- 自己中間処理状況について図 2.2-7 に示す。自己中間処理量は全体で 29,073 千トンとなっており、このうち 19,286 千トン(全自己中間処理量の 66%)は動物のふん尿であり、次いで汚泥(同 31%)、がれき類(同 2%)などが続いている。
- 排出量に占める自己中間処理量の割合を廃棄物種類別に見ると、図 2.2-8 に示すように、汚泥(排出量の 94%)、動物のふん尿(同 89%)、シュレッダーダスト(同 85%)の順に高い比率となっている。

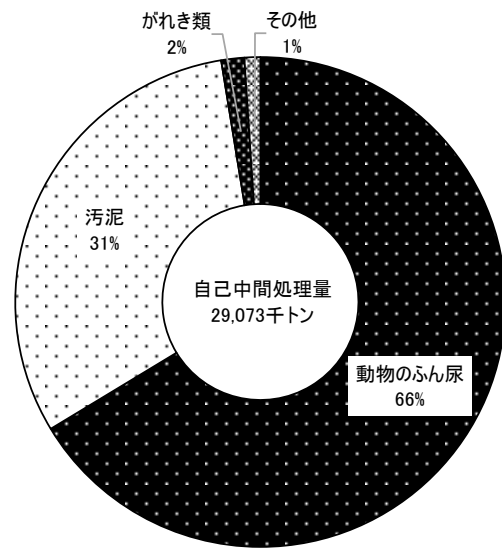
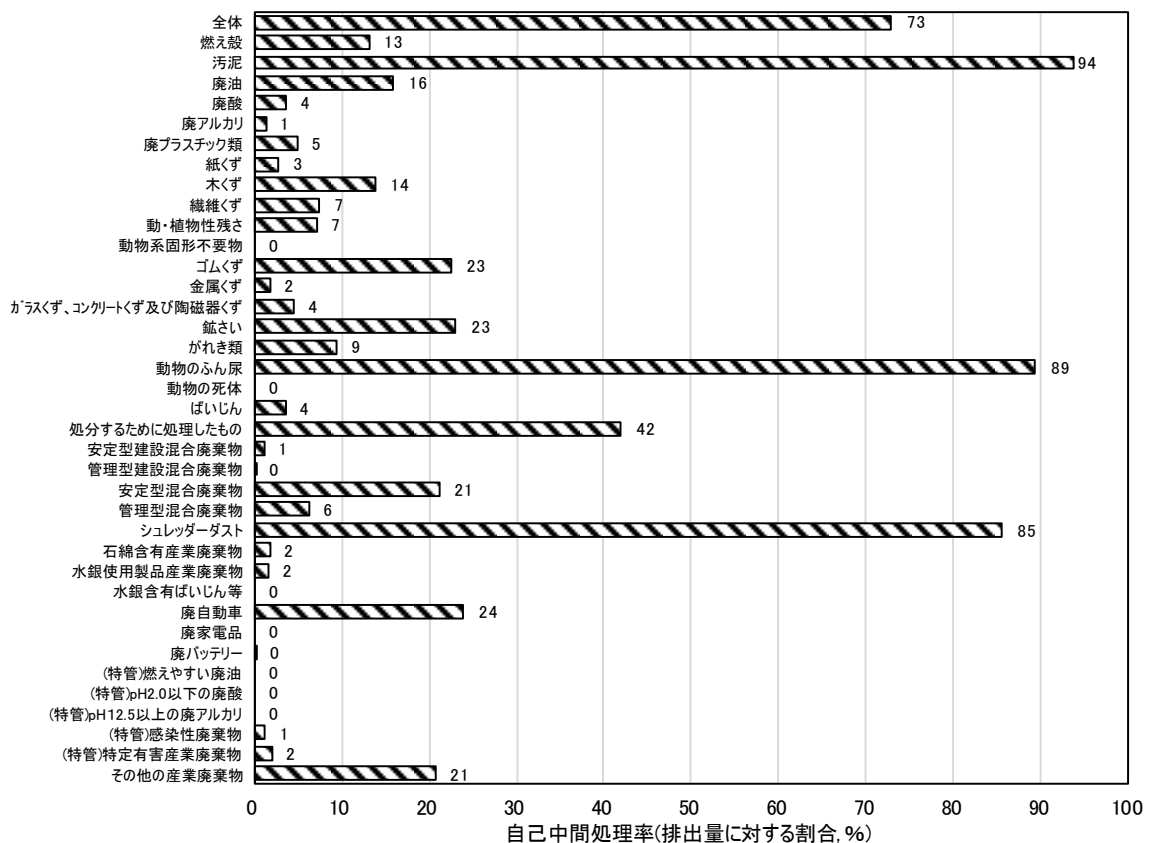


図 2.2-7 廃棄物種類別の自己中間処理量



注：廃棄物種類の略称は下記の種類を示す。
 処分するために処理したもの：産業廃棄物を処分するために処理したもの(13号廃棄物)

図 2.2-8 廃棄物種類別の自己中間処理率

- ・廃棄物種類別の自己中間処理状況についてみると、表 2.2-1 に示すように、排出事業者が自己中間処理を行う段階で減量化率の高い廃棄物は、汚泥(減量化率 96%)、廃油(同 91%)、管理型混合廃棄物(同 76%)、燃え殻(同 74%)、(特管)感染性廃棄物(同 68%)などとなっている。

表 2.2-1 廃棄物種類別の自己中間処理状況

種類	区分	排出量 (千トン) a	自己中間処理量 (千トン) b	自己中間処理率 (%) c	自己中間処理後量 (千トン) d	減量化率 (%) e
合計		39,925.5	29,072.6	73	15,570.0	46
燃え殻		250.7	32.8	13	8.4	74
汚泥		9,634.2	9,041.0	94	396.3	96
廃油		52.3	8.3	16	0.7	91
廃酸		23.4	0.8	4	0.8	1
廃アルカリ		5.6	0.1	1	0.0	34
廃プラスチック類		419.4	20.5	5	19.5	5
紙くず		8.8	0.2	3	0.2	6
木くず		619.3	85.6	14	85.0	1
繊維くず		2.3	0.2	7	0.2	6
動・植物性残さ		138.1	9.8	7	9.6	2
動物系固形不要物		2.0	-	-	-	-
ゴムくず		0.0	0.0	23	0.0	60
金属くず		107.2	1.9	2	1.9	0
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		630.8	28.4	4	28.4	0
鋳さい		69.2	16.0	23	16.0	0
がれき類		4,686.2	441.5	9	441.5	0
動物のふん尿		21,597.1	19,286.2	89	14,470.0	25
動物の死体		66.2	-	-	-	-
ばいじん		1,328.8	46.8	4	46.8	0
産業廃棄物を処分するために処理したもの (13号廃棄物)		20.4	8.5	42	8.4	2
安定型建設混合廃棄物		39.2	0.4	1	0.4	0
管理型建設混合廃棄物		5.9	0.0	0	0.0	0
安定型混合廃棄物		56.2	11.9	21	8.1	32
管理型混合廃棄物		79.3	4.9	6	1.2	76
シュレッダーダスト		30.0	25.7	85	25.7	0
石綿含有産業廃棄物		2.9	0.1	2	0.1	0
水銀使用製品産業廃棄物		0.0	0.0	2	0.0	15
水銀含有ばいじん等		0.0	-	-	-	-
廃自動車		0.1	0.0	24	0.0	0
廃家電品		2.8	-	-	-	-
廃バッテリー		0.1	0.0	0	0.0	0
(特管)燃えやすい廃油		2.7	-	-	-	-
(特管)pH2.0以下の廃酸		1.9	-	-	-	-
(特管)pH12.5以上の廃アルカリ		0.3	-	-	-	-
(特管)感染性廃棄物		31.8	0.4	1	0.1	68
(特管)特定有害産業廃棄物		7.9	0.2	2	0.2	2
その他の産業廃棄物		2.6	0.5	21	0.5	0

注: $c=(b/a) \times 100$ 、 $e=(1-(d/b)) \times 100$

「減量化率 e」は、排出事業者が中間処理した段階の中間処理量における減量化の割合である。

「0.0」は0.1千トン未満を示す。

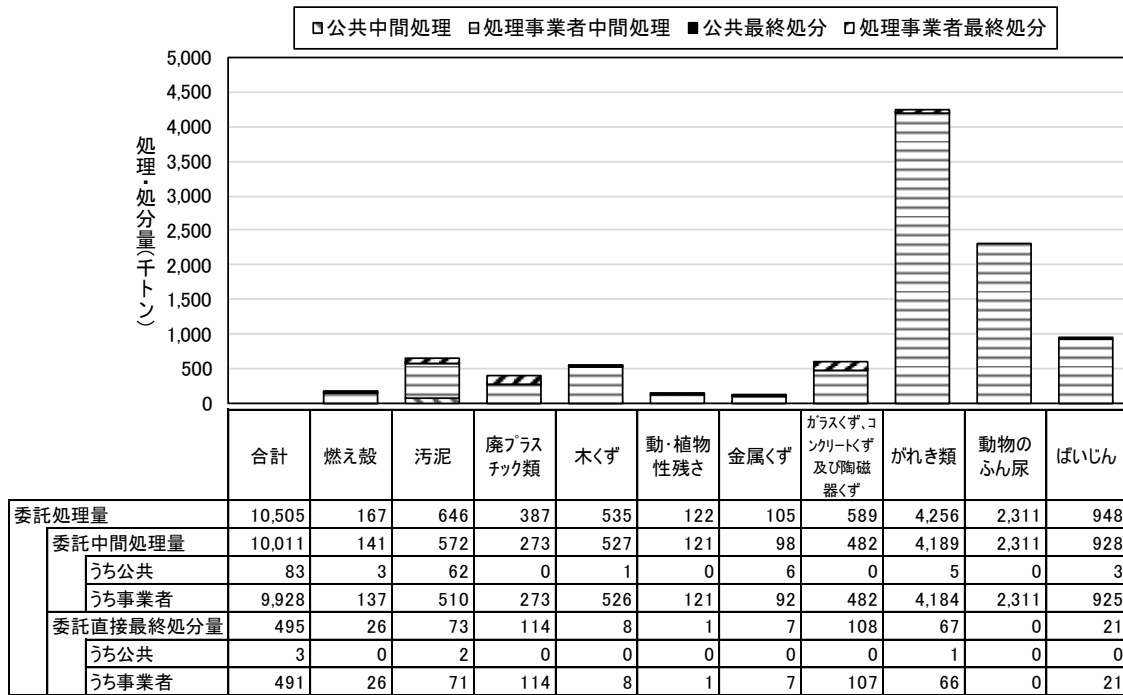
合計は、四捨五入のため合わない場合がある。

2.2.4 委託処理の状況

- ・委託処理の状況についてみると、図 2.2-9～図 2.2-11 に示すように委託処理されている廃棄物量は全体で 10,505 千トンとなっている。このうち、委託中間処理されている量が 10,011 千トン(委託処理量の 95%)、委託直接最終処分されている量が 495 千トン(同 5%)となっている。
- ・委託中間処理されている 10,011 千トンの内訳を廃棄物種類別にみると、

①がれき類	4,189 千トン(委託中間処理量の	42%)	
②動物のふん尿	2,311 千トン(同	23%)
③ばいじん	928 千トン(同	9%) の順となっている。
- ・委託直接最終処分されている 495 千トンの内訳を廃棄物種類別にみると、

①廃プラスチック類	114 千トン(委託直接最終処分量の	23%)	
②ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず			
	108 千トン(同	22%)
③汚泥	73 千トン(同	15%) の順となっている。



注：処理量の多い上位10種類の産業廃棄物について示す。合計は、四捨五入のため合わない場合がある。

図 2.2-9 廃棄物種類別の委託処理量

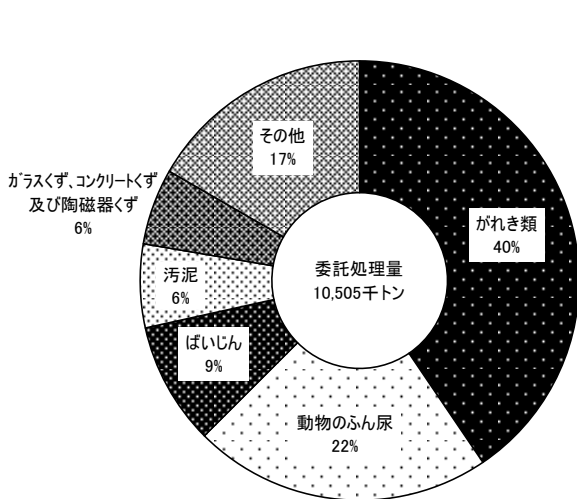


図 2.2-10 廃棄物種類別委託処理量の割合

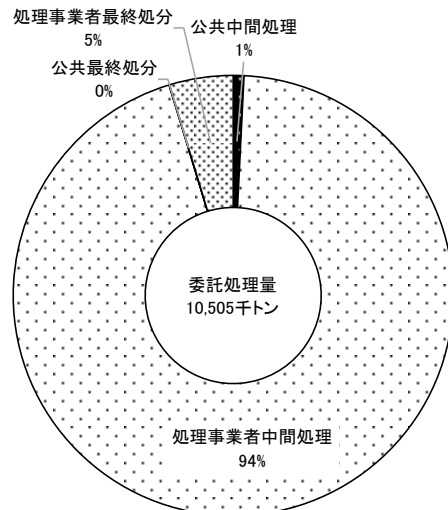


図 2.2-11 委託処理方法別委託処理量の割合

- ・廃棄物種類別の委託中間処理状況についてみると、表 2.2-2 に示すように、委託を受けた処理業者等が中間処理した段階の減量化率が高い廃棄物は、動物の死体(減量化率 87%)、管理型混合廃棄物(同 84%)、(特管)pH12.5 以上の廃アルカリ(同 78%)、廃アルカリ(同 73%)などとなっている。

表 2.2-2 廃棄物種類別の委託中間処理状況

種類	区分	委託処理量 (千トン) a	委託中間処理量 (千トン) b	委託中間処理率 (%) c	委託中間処理後量 (千トン) d	減量化率 (%) e
合計		10,505.3	10,010.6	95	8,898.0	11
燃え殻		166.9	140.7	84	140.3	0
汚泥		645.5	572.4	89	412.6	28
廃油		43.3	43.2	100	27.3	37
廃酸		22.6	22.6	100	13.7	40
廃アルカリ		5.6	5.6	100	1.5	73
廃プラスチック類		386.8	272.8	71	209.8	23
紙くず		8.5	6.6	77	5.5	16
木くず		534.8	526.8	99	522.2	1
繊維くず		2.2	0.7	32	0.6	9
動・植物性残さ		121.8	121.1	99	83.2	31
動物系固形不要物		2.0	2.0	100	1.7	15
ゴムくず		0.0	0.0	44	0.0	28
金属くず		105.3	98.5	94	98.5	0
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		589.3	481.7	82	481.7	0
鉱さい		58.3	46.1	79	40.5	12
がれき類		4,256.2	4,189.2	98	4,189.2	0
動物のふん尿		2,310.9	2,310.9	100	1,619.8	30
動物の死体		66.2	66.2	100	8.4	87
ばいじん		948.3	927.7	98	927.5	0
産業廃棄物を処分するために処理したもの(13号廃棄物)		11.9	10.5	88	10.3	2
安定型建設混合廃棄物		38.8	35.5	92	35.5	0
管理型建設混合廃棄物		5.9	2.8	47	2.7	1
安定型混合廃棄物		44.9	28.0	62	27.1	3
管理型混合廃棄物		72.8	49.6	68	7.8	84
シュレッダーダスト		4.4	3.8	88	3.8	0
石綿含有産業廃棄物		2.9	1.7	57	1.6	1
水銀使用製品産業廃棄物		0.0	0.0	96	0.0	4
水銀含有ばいじん等		0.0	0.0	100	0.0	39
廃自動車		0.1	0.1	100	0.1	0
廃家電品		2.8	2.8	99	2.8	0
廃バッテリー		0.1	0.1	100	0.1	13
(特管)燃えやすい廃油		2.7	2.7	100	1.5	46
(特管)pH2.0以下の廃酸		1.9	1.9	100	0.7	63
(特管)pH12.5以上の廃アルカリ		0.3	0.3	100	0.1	78
(特管)感染性廃棄物		31.5	31.4	100	15.5	51
(特管)特定有害産業廃棄物		7.8	2.6	34	2.4	11
その他の産業廃棄物		2.1	2.1	98	2.0	4

注: $c=(b/a) \times 100$ 、 $e=(1-(d/b)) \times 100$

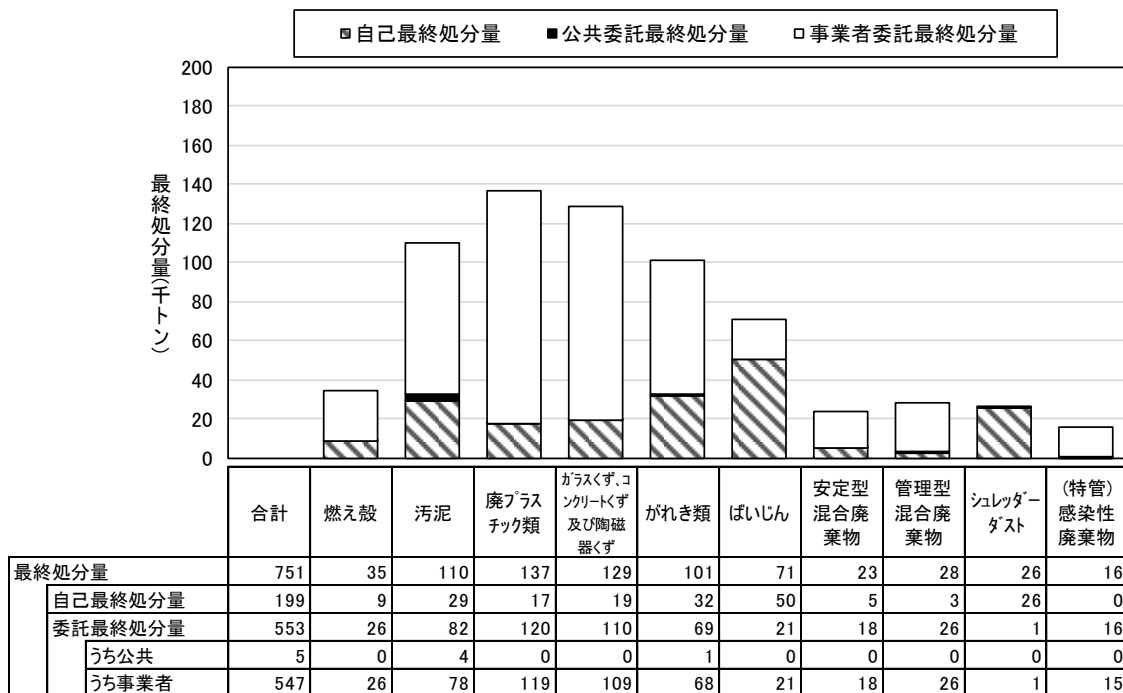
「減量化率 e」は、委託を受けた処理業者等が中間処理した段階の中間処理量における減量化の割合である。

「0.0」は0.1千トン未満を示す。

2.2.5 最終処分の状況

・自己処理及び委託処理に係る最終処分量（751 千トン）の内訳を廃棄物種類別にみると、図 2.2-12 に示すように

- ①廃プラスチック類 137 千トン(全最終処分量の 18%)
- ②ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 129 千トン(同 17%)
- ③汚泥 110 千トン(同 15%)
- ④がれき類 101 千トン(同 13%) の順となっている。



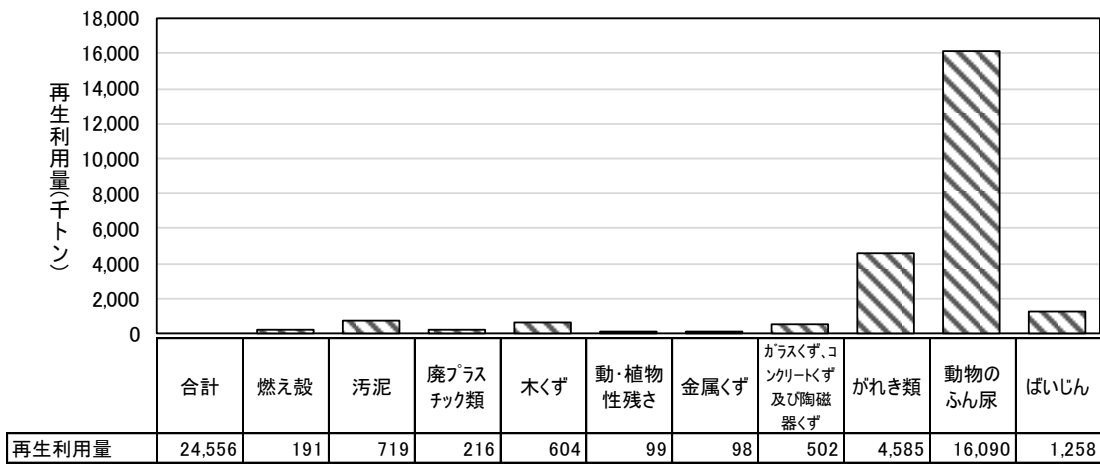
注： 処分量の多い上位10種類の産業廃棄物について示す。合計は、四捨五入のため合わない場合がある。

図 2.2-12 廃棄物種類別の最終処分量

2.2.6 再生利用の状況

・自己処理及び委託処理に係る再生利用量(24,556 千トン)の内訳を廃棄物種類別にみると、
 図 2.2-13 に示すように

- ①動物のふん尿 16,090 千トン(全再生利用量の 66%)
- ②がれき類 4,585 千トン(同 19%)
- ③ばいじん 1,258 千トン(同 5%)
- ④汚泥 719 千トン(同 3%) の順となっている。



注: 利用量の多い上位10種類の産業廃棄物について示す。

図 2.2-13 廃棄物種類別の再生利用量

- ・再生利用量 24,556 千トンについて、利用用途別の再生利用の内訳について主なものをみると、表 2.2-3 に示すように
 - ・動物のふん尿が、肥料・土壌改良材として 16,090 千トン
 - ・がれき類が、建設材料として 4,473 千トン、その他として 95 千トン、鉄鋼原材料として 9 千トン
 - ・ばいじんが、建設材料として 969 千トン、鉄鋼原材料として 271 千トン、燃料として 13 千トン
 - ・汚泥が、建設材料として 446 千トン、肥料・土壌改良材として 163 千トン、燃料として 98 千トン
- などに利用されている。

表 2.2-3 廃棄物種類別利用用途別の再生利用量

(単位:千トン)

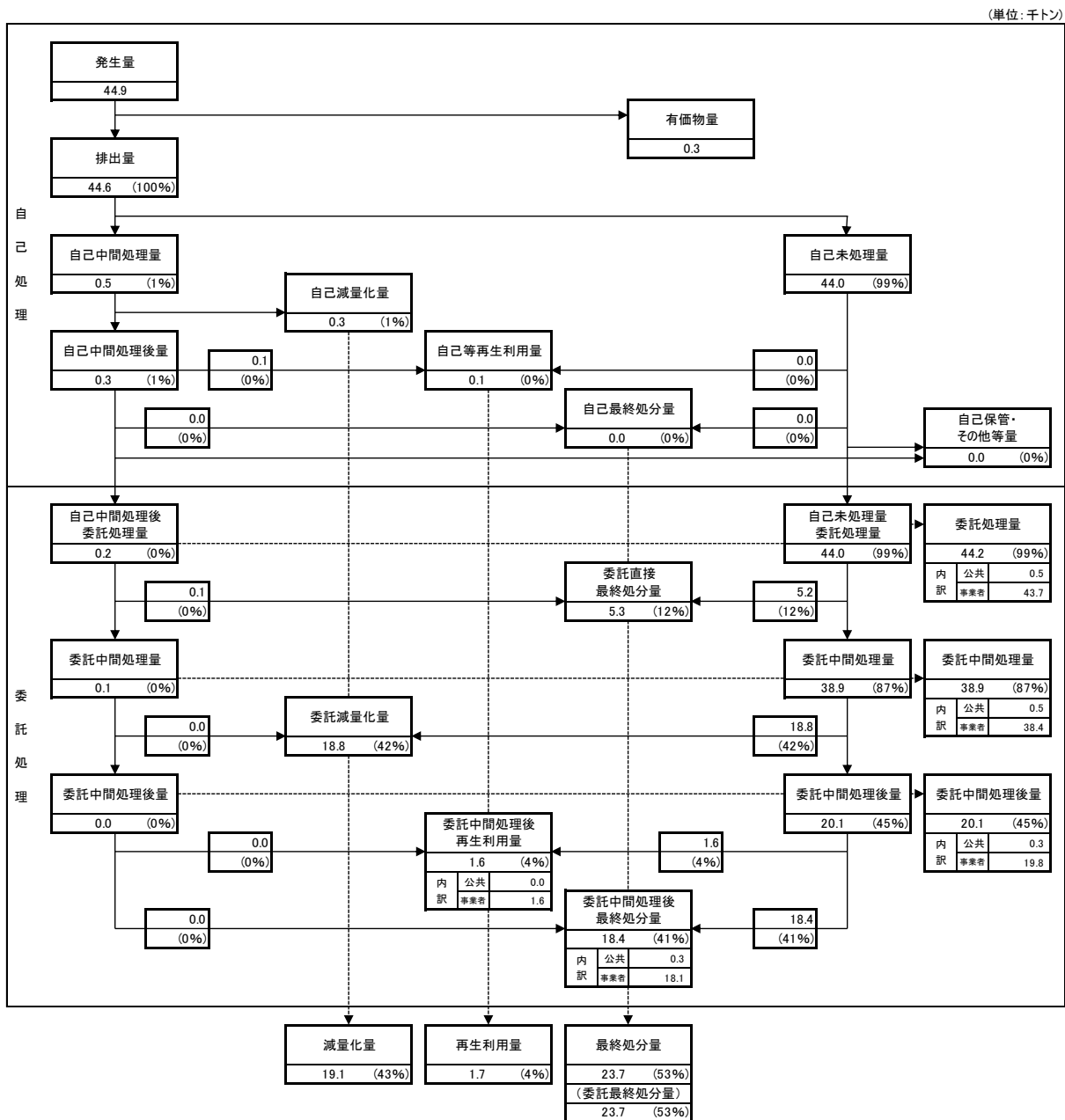
区 分 種 類											
	合計	鉄鋼 原材料	非鉄金属・ 貴金属原 材料	燃料	肥料・土壌 改良材	飼料	建設材料	パルプ・紙 原材料	ガラス製品 原材料	プラスチック 原材料	その他
合計	24,556	424	24	482	16,464	47	6,529	323	7	80	176
燃え殻	191	-	0	39	45	-	91	-	-	-	16
汚泥	719	0	2	98	163	1	446	-	-	0	8
廃油	24	0	0	19	0	1	1	0	-	-	3
廃酸	14	-	0	1	10	2	1	-	-	-	0
廃アルカリ	1	0	0	0	0	-	1	-	-	-	0
廃プラスチック類	216	5	3	120	0	0	5	1	0	78	5
紙くず	5	0	-	0	0	-	0	5	-	0	0
木くず	604	3	0	154	74	9	23	306	0	0	35
繊維くず	1	-	-	0	0	-	0	0	-	-	0
動・植物性残さ	99	-	-	0	69	30	0	-	-	-	-
動物系固形不要物	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
ゴムくず	0	-	0	0	-	-	0	-	-	-	0
金属くず	98	74	15	1	0	-	7	0	0	0	1
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	502	1	2	0	-	4	485	0	7	0	3
鋳さい	50	50	-	-	-	-	0	-	-	-	0
がれき類	4,585	9	0	5	-	0	4,473	2	-	-	95
動物のふん尿	16,090	-	-	-	16,090	-	-	-	-	-	-
動物の死体	2	-	-	-	2	0	-	-	-	-	-
ばいじん	1,258	271	0	13	0	-	969	-	-	-	6
安定型建設混合廃棄物	35	4	1	15	0	0	11	2	-	1	1
管理型建設混合廃棄物	3	0	0	1	0	0	1	0	-	0	0
安定型混合廃棄物	28	4	0	12	0	0	9	2	-	1	1
管理型混合廃棄物	5	1	0	2	0	0	2	0	-	0	0
シュレッダーダスト	4	0	-	0	0	-	0	4	-	0	0
石綿含有産業廃棄物	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-
廃家電品	3	2	0	0	-	-	0	-	0	0	0
その他	14	0	0	1	8	0	4	0	0	1	1

注:「その他」は、表中の「燃え殻」～「廃家電品」以外の産業廃棄物の合計である。合計は、四捨五入のため合わない場合がある。

「0」は1千トン未満を示す。

2.2.7 特別管理産業廃棄物の発生及び処理状況

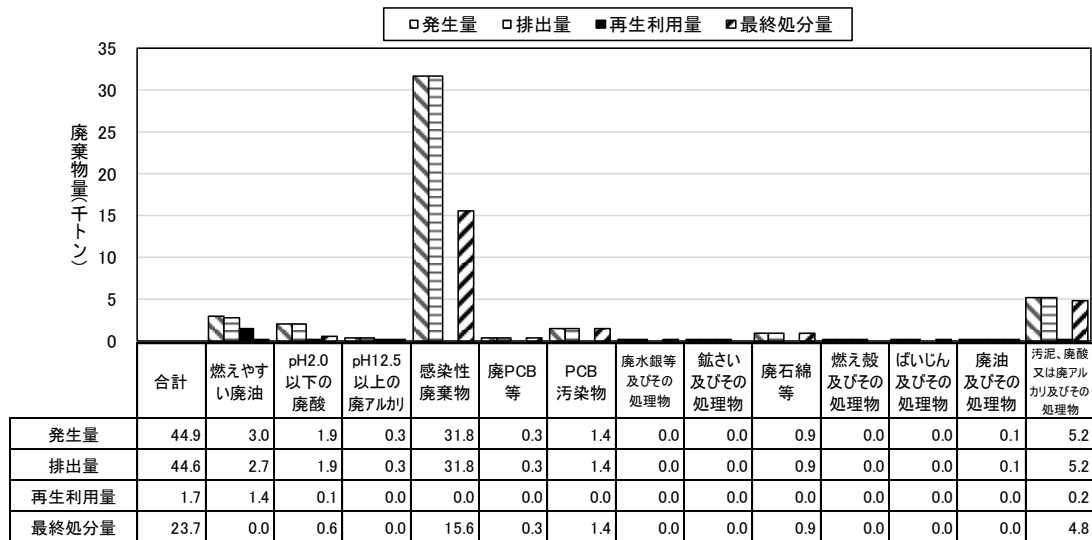
- ・「2.2.1 廃棄物種類別の結果概要」(p.18)から「2.2.6 再生利用の状況」(p.28)では、特別管理産業廃棄物を含む産業廃棄物全体の発生及び処理の状況を示した。ここでは特別管理産業廃棄物のみ発生及び処理の状況を示す。
- ・特別管理産業廃棄物の発生及び処理状況は図 2.2-14 に示すとおりであり、発生量は 44.9 千トンであり、このうち有価物の 0.3 千トンを除いた 44.6 千トンが廃棄物として排出されている。
- ・排出された 44.6 千トンのうち、再生利用された量が 1.7 千トン(排出量の 4%)、減量化された量が 19.1 千トン(同 43%)、最終処分された量が 23.7 千トン(同 53%)となっている。



注:()内の数値は排出量に占める割合を示す。合計は、四捨五入のため合わない場合がある。

図 2.2-14 特別管理産業廃棄物の発生及び処理状況

- ・廃棄物種類別の発生及び処理状況は図 2. 2-15 に示すとおりである。
- ・発生量について廃棄物種類別に見ると、感染性廃棄物が 31.8 千トンで最も多く、次いで汚泥、廃酸又は廃アルカリ及びその処理物(5.2 千トン)、燃えやすい廃油(3.0 千トン)などとなっている。



注：合計は、四捨五入のため合わない場合がある。

図 2. 2-15 特別管理産業廃棄物の種類別の発生及び処理量

2.3 業種別の発生及び処理状況

2.3.1 業種別の結果概要

・業種別の発生及び処理は、図 2.3-1～図 2.3-5 に示すとおりである。

・発生量(41,346 千トン)の内訳を業種別にみると、

①農業、林業	21,739 千トン(全発生量の	53%)	
②電気・ガス・熱供給・水道業	7,372 千トン(同	18%)	
③製造業	5,269 千トン(同	13%)	の順となっている。

・排出量(39,926 千トン)の内訳をみると、

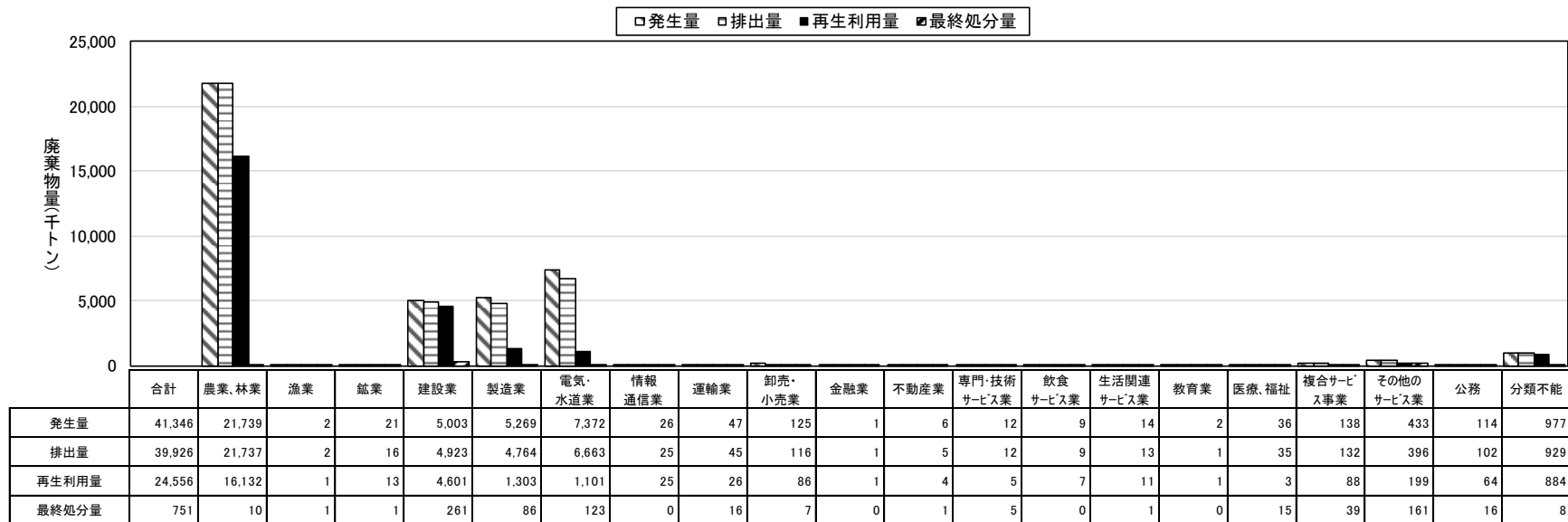
①農業、林業	21,737 千トン(全排出量の	54%)	
②電気・ガス・熱供給・水道業	6,663 千トン(同	17%)	
③建設業	4,923 千トン(同	12%)	の順となっている。

・再生利用量(24,556 千トン)の内訳をみると、

①農業、林業	16,132 千トン(全再生利用量の	66%)	
②建設業	4,601 千トン(同	19%)	
③製造業	1,303 千トン(同	5%)	の順となっている。

・最終処分量(751 千トン)の内訳をみると、

①建設業	261 千トン(全最終処分量の	35%)	
②サービス業(他に分類されないもの)	161 千トン(同	21%)	
③電気・ガス・熱供給・水道業	123 千トン(同	16%)	の順となっている。



注：合計は、四捨五入のため合わない場合がある。

業種の略称は下記の種類を示す。

電気・水道業：電気・ガス・熱供給・水道業

運輸業：運輸業、郵便業

卸売・小売業：卸売業、小売業

金融業：金融業、保険業

不動産業：不動産業、物品賃貸業

専門・技術サービス業：学術研究、専門・技術サービス業

飲食サービス業：宿泊業、飲食サービス業

生活関連サービス業：生活関連サービス業、娯楽業

教育業：教育、学習支援業

その他のサービス業：サービス業(他に分類されないもの)

公務：公務(他に分類されるものを除く)

分類不能：分類不能の産業

図 2.3-1 業種別の発生及び処理量

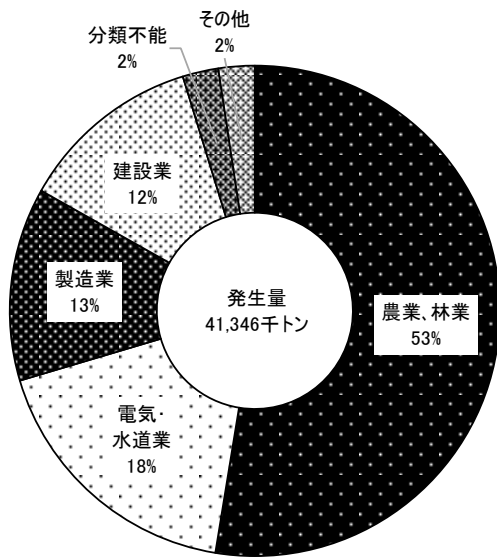


図 2.3-2 業種別発生量の割合

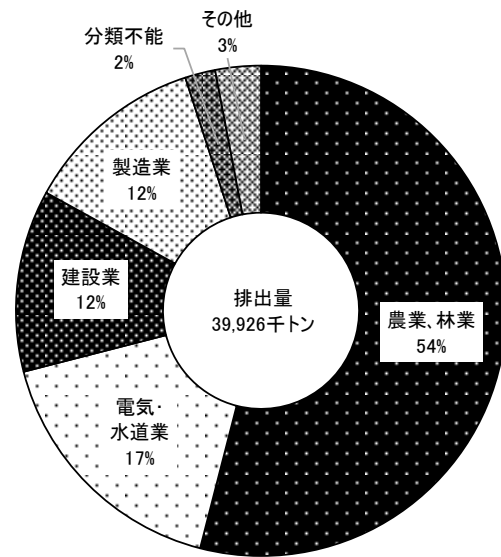


図 2.3-3 業種別排出量の割合

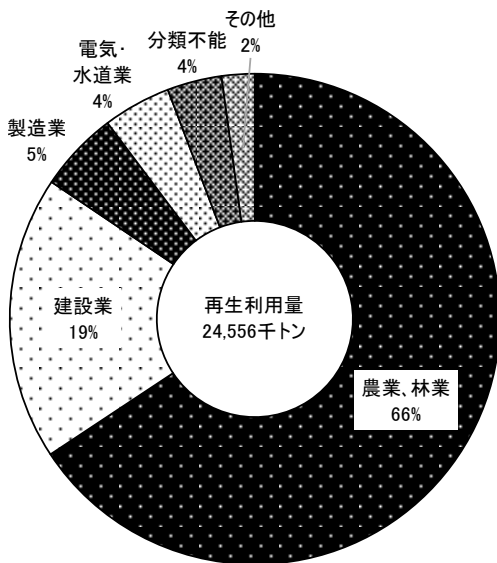


図 2.3-4 業種別再生利用量の割合

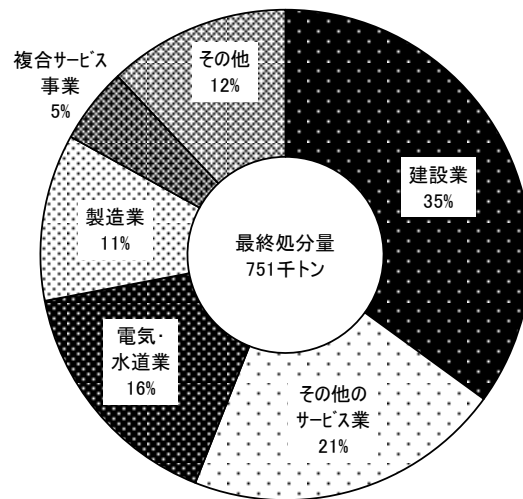


図 2.3-5 業種別最終処分量の割合

注：割合の合計は、四捨五入のため合わない場合がある。

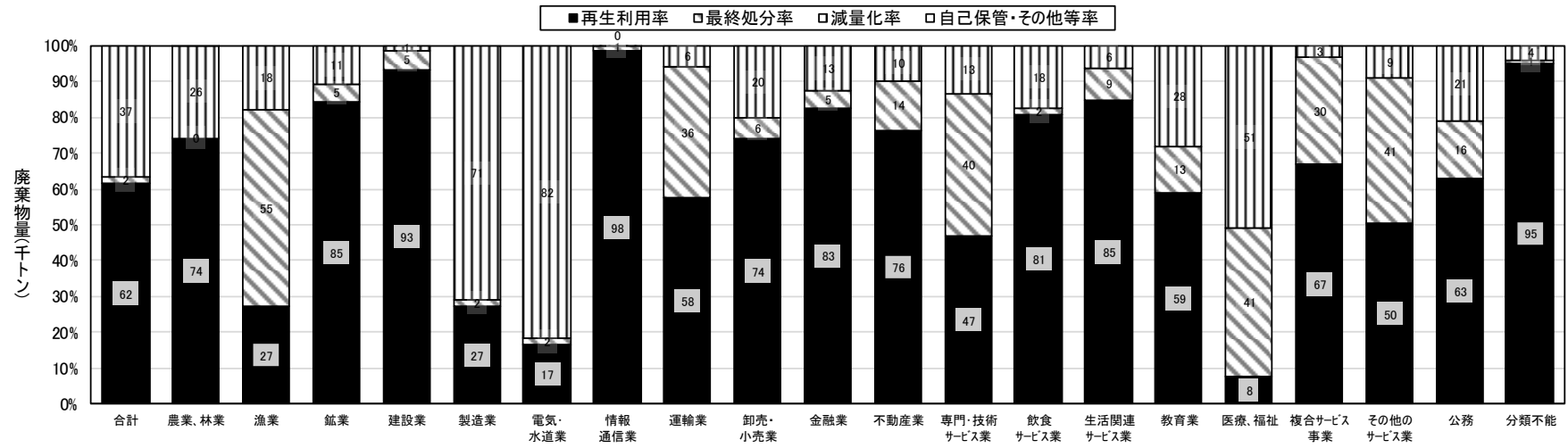
2.3.2 処理内訳

- ・業種別の処理内訳は図 2.3-6 に示すとおりである。
- ・再生利用率が高い業種についてみると、

①情報通信業	98%	
②分類不能の産業	95%	
③建設業	93%	の順となっている。
- ・減量化率が高い業種についてみると、

①電気・ガス・熱供給・水道業	82%	
②製造業	71%	
③医療、福祉	51%	の順となっている。
- ・最終処分率が高い業種についてみると、

①漁業	55%	
②医療、福祉	41%	
③サービス業(他に分類されないもの)	41%	の順となっている。



注：割合の合計は、四捨五入のため合わない場合がある。

業種の略称は下記の種類を示す。

電気・水道業：電気・ガス・熱供給・水道業
 運輸業：運輸業、郵便業
 卸売・小売業：卸売業、小売業

金融業：金融業、保険業
 不動産業：不動産業、物品賃貸業
 専門・技術サービス業：学術研究、専門・技術サービス業

飲食サービス業：宿泊業、飲食サービス業
 生活関連サービス業：生活関連サービス業、娯楽業
 教育業：教育、学習支援業

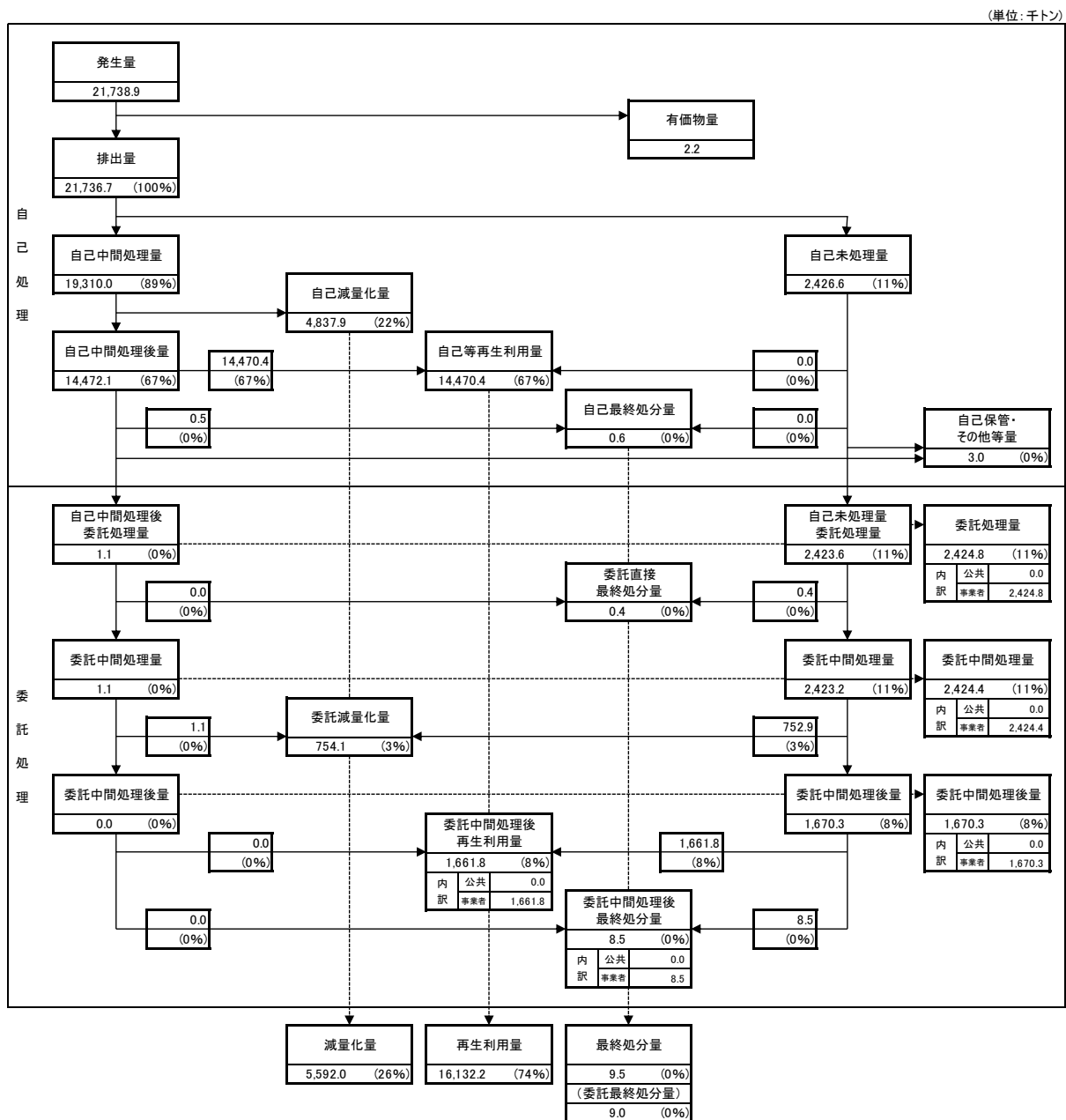
その他のサービス業：サービス業(他に分類されないもの)
 公務：公務(他に分類されるものを除く)
 分類不能：分類不能の産業

図 2.3-6 業種別の処理の比率構成

2.3.3 業種別の主な廃棄物種類別の処理状況

1) 農業、林業

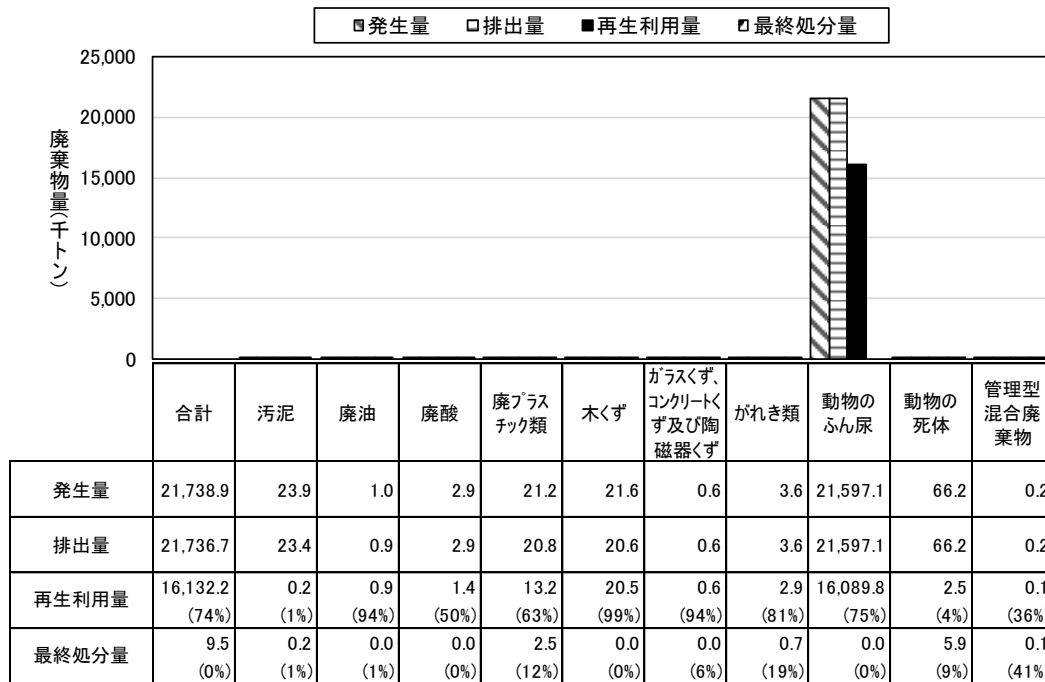
- ・農業、林業における産業廃棄物の発生及び処理状況は図 2.3-7 に示すとおりである。
- ・発生量 21,738.9 千トンのうち有価物は 2.2 千トンであり、21,736.7 千トンが廃棄物として排出されている。
- ・排出された 21,736.7 千トンのうち、再生利用された量が 16,132.2 千トン(排出量の 74%)、減量化された量が 5,592.0 千トン(同 26%)、最終処分された量が 9.5 千トン(同 0%)であり、自己保管・その他等量が 3.0 千トン(同 0%)となっている。



注:()内の数値は排出量に占める割合を示す。合計は、四捨五入のため合わない場合がある。

図 2.3-7 農業、林業における産業廃棄物の発生及び処理状況

- ・廃棄物種類別の発生及び処理状況は図 2-3-8 に示すとおりである。
- ・発生量について廃棄物種類別に見ると、動物のふん尿が 21,597.1 千トンと最も多く、動物の死体(66.2 千トン)、汚泥(23.9 千トン)、木くず(21.6 千トン)、廃プラスチック類(21.2 千トン)などとなっている。

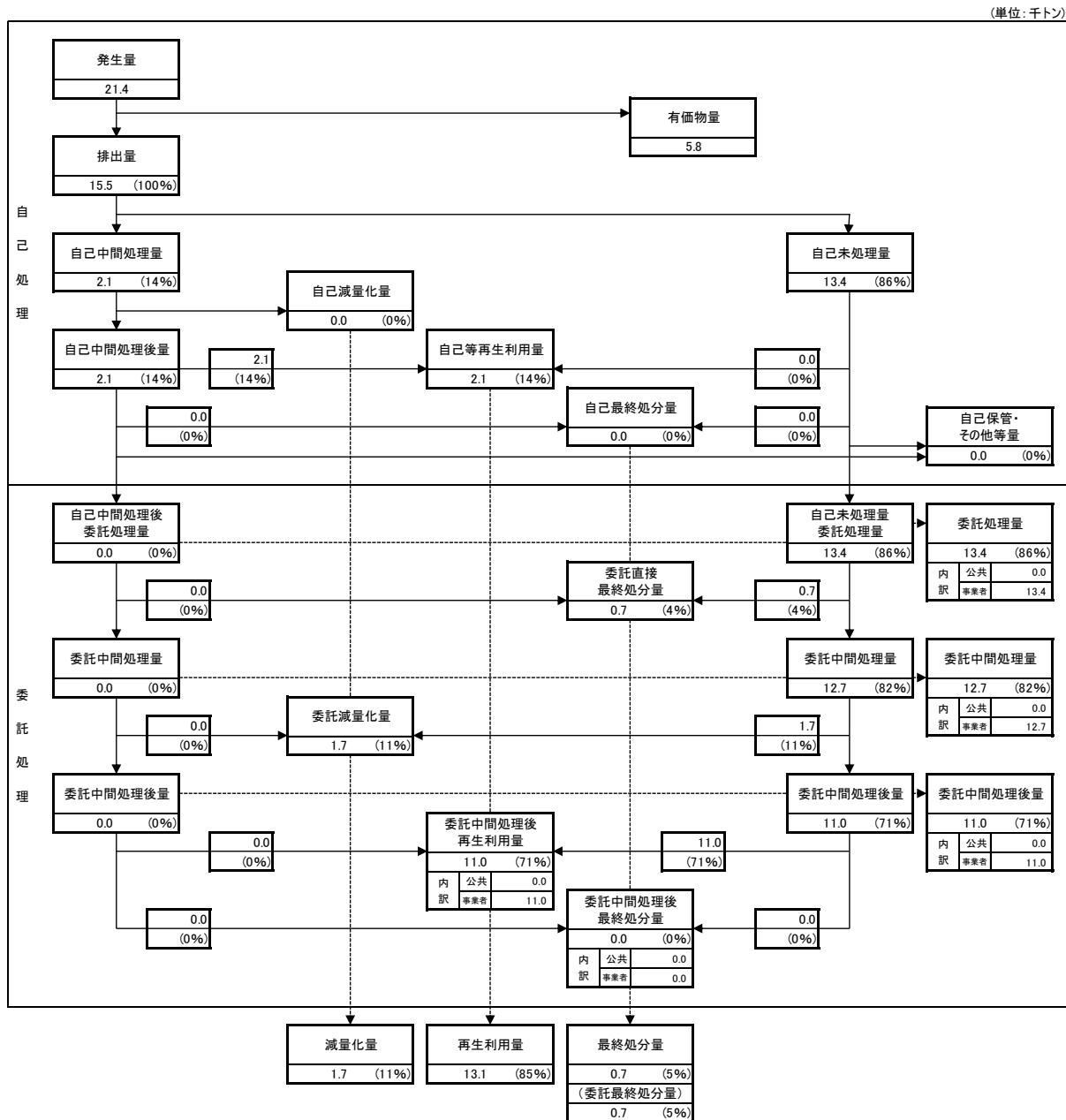


注：発生量の多い上位10種類の産業廃棄物について示す。
 ()内の数値は排出量に対する再生利用率および最終処分量を示す。

図 2.3-8 農業、林業における廃棄物種類別発生及び処理量

2) 鉱業

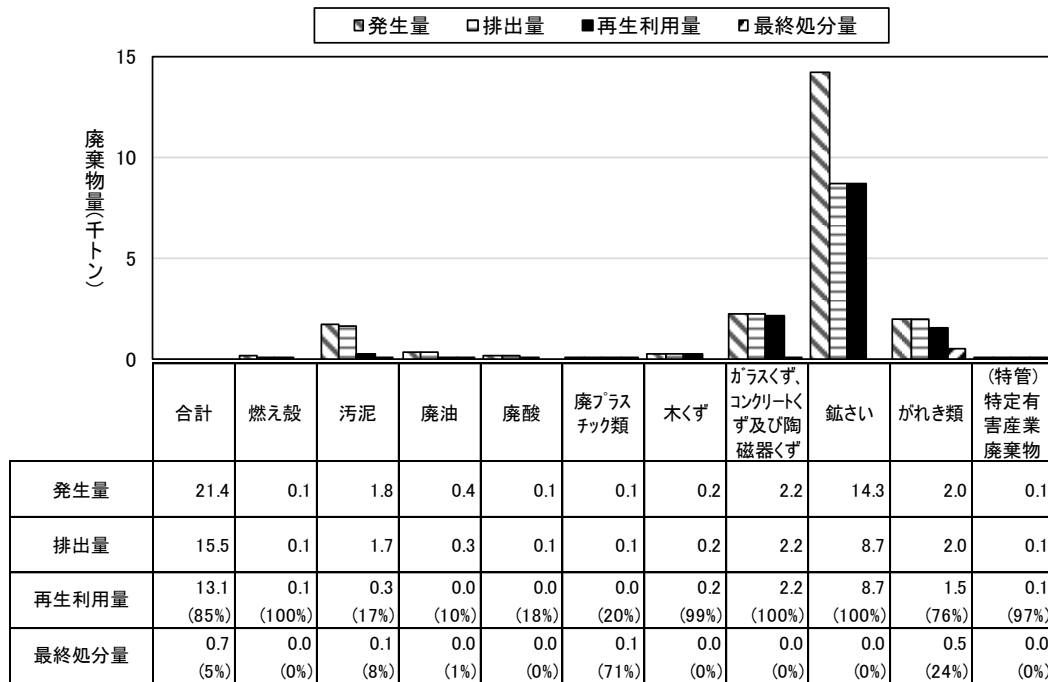
- ・ 鉱業における産業廃棄物の発生及び処理状況は図 2.3-9 に示すとおりである。
- ・ 発生量 21.4 千トンのうち有価物は 5.8 千トンであり、15.5 千トンが廃棄物として排出されている。
- ・ 排出された 15.5 千トンのうち、再生利用された量が 13.1 千トン(排出量の 85%)、減量化された量が 1.7 千トン(同 11%)、最終処分された量が 0.7 千トン(同 5%)であり、自己保管・その他等量はなし、となっている。



注:()内の数値は排出量に占める割合を示す。合計は、四捨五入のため合わない場合がある。

図 2.3-9 鉱業における産業廃棄物の発生及び処理状況

- ・廃棄物種類別の発生及び処理状況は図 2.3-10 に示すとおりである。
- ・発生量について廃棄物種類別に見ると、鉱さいが 14.3 千トンと最も多く、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(2.2 千トン)、がれき類(2.0 千トン)、汚泥(1.8 千トン)、廃油(0.4 千トン)などとなっている。

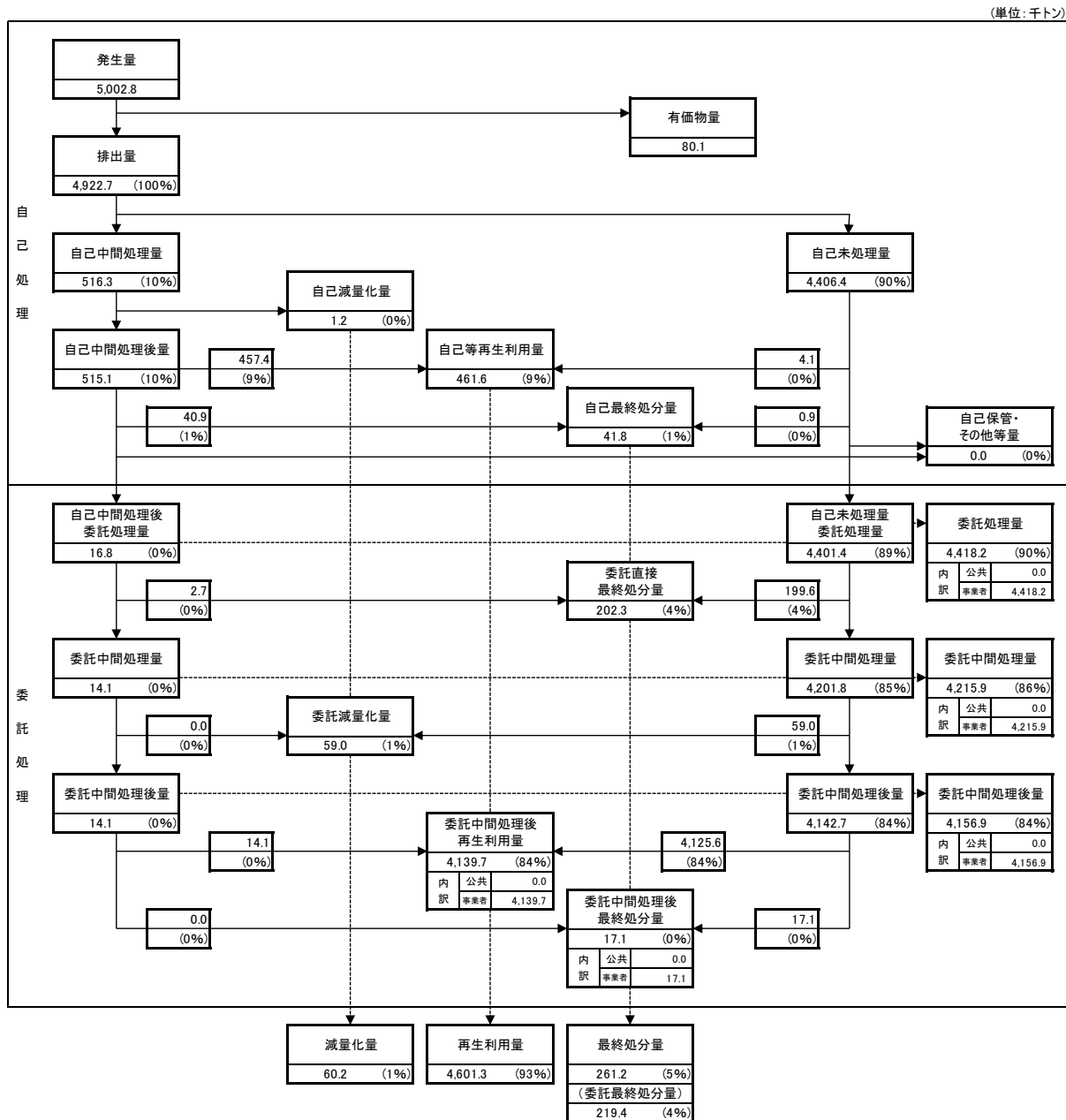


注：発生量の多い上位10種類の産業廃棄物について示す。
 ()内の数値は排出量に対する再生利用率および最終処分率を示す。

図 2.3-10 鉱業における廃棄物種類別発生及び処理量

3) 建設業

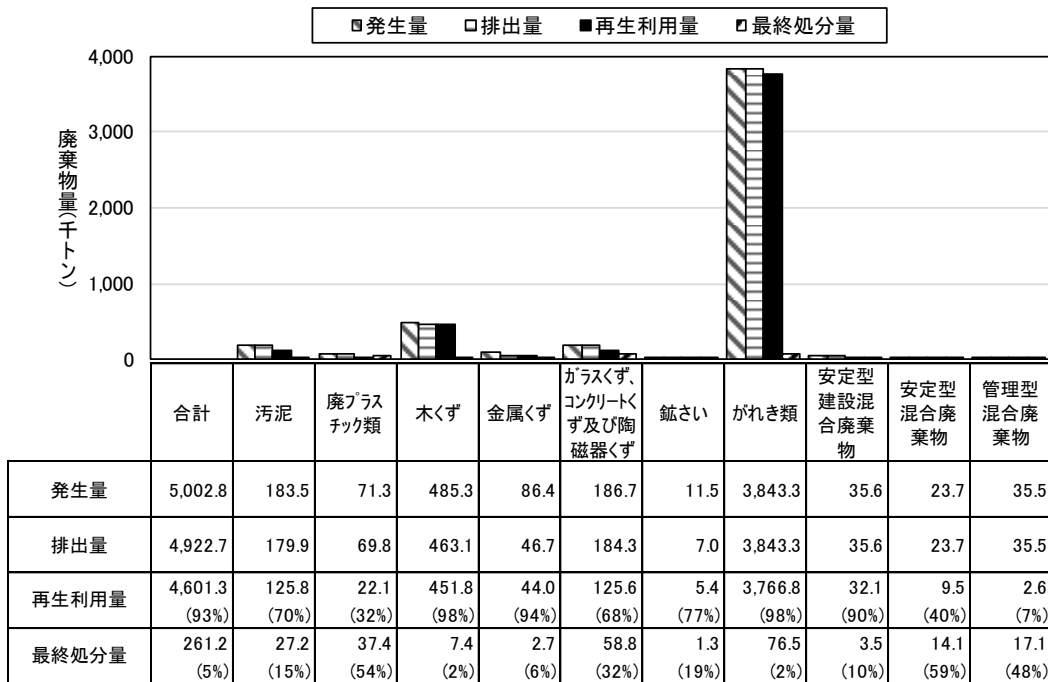
- ・建設業における産業廃棄物の発生及び処理状況は図 2.3-11 に示すとおりである。
- ・発生量 5,002.8 千トンのうち有価物は 80.1 千トンであり、4,922.7 千トンが廃棄物として排出されている。
- ・排出された 4,922.7 千トンのうち、再生利用された量が 4,601.3 千トン(排出量の 93%)、減量化された量が 60.2 千トン(同 1%)、最終処分された量が 261.2 千トン(同 5%)であり、自己保管・その他等量はなし、となっている。



注: ()内の数値は排出量に占める割合を示す。合計は、四捨五入のため合わない場合がある。

図 2.3-11 建設業における産業廃棄物の発生及び処理状況

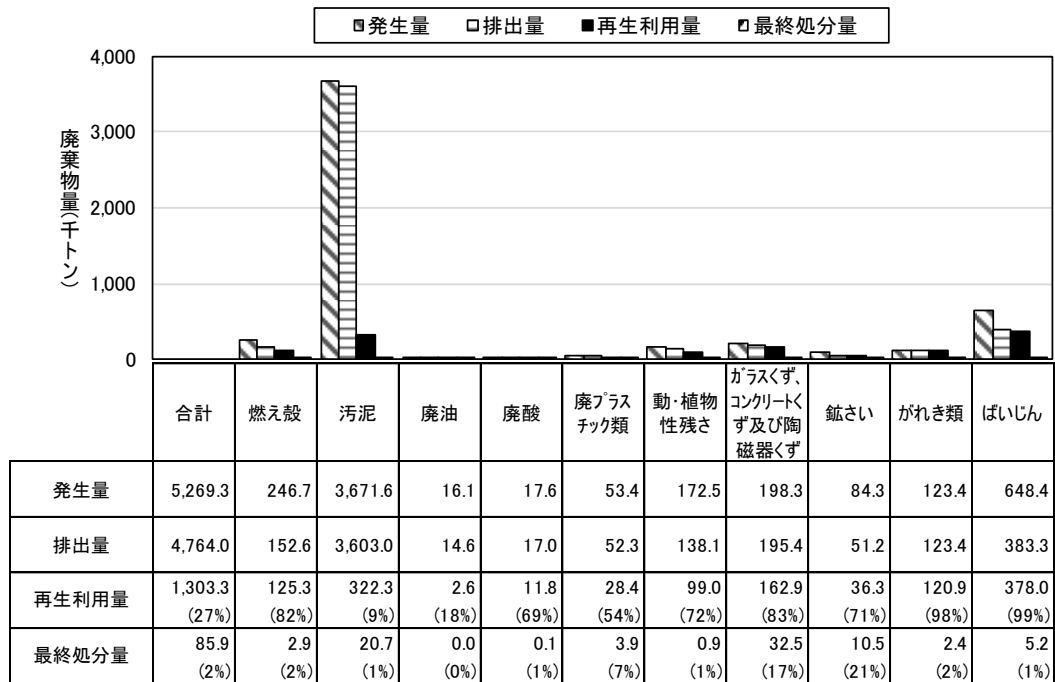
- ・廃棄物種類別の発生及び処理状況は図 2.3-12 に示すとおりである。
- ・発生量について廃棄物種類別に見ると、がれき類が 3,843.3 千トンと最も多く、木くず(485.3 千トン)、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(186.7 千トン)、汚泥(183.5 千トン)、金属くず(86.4 千トン)などとなっている。



注：発生量の多い上位10種類の産業廃棄物について示す。
 ()内の数値は排出量に対する再生利用率および最終処分量を示す。

図 2.3-12 建設業における廃棄物種類別発生及び処理量

- ・廃棄物種類別の発生及び処理状況は図 2.3-14 に示すとおりである。
- ・発生量について廃棄物種類別に見ると、汚泥が 3,671.6 千トンと最も多く、ばいじん(648.4 千トン)、燃え殻(246.7 千トン)、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(198.3 千トン)、動・植物性残さ(172.5 千トン)などとなっている。

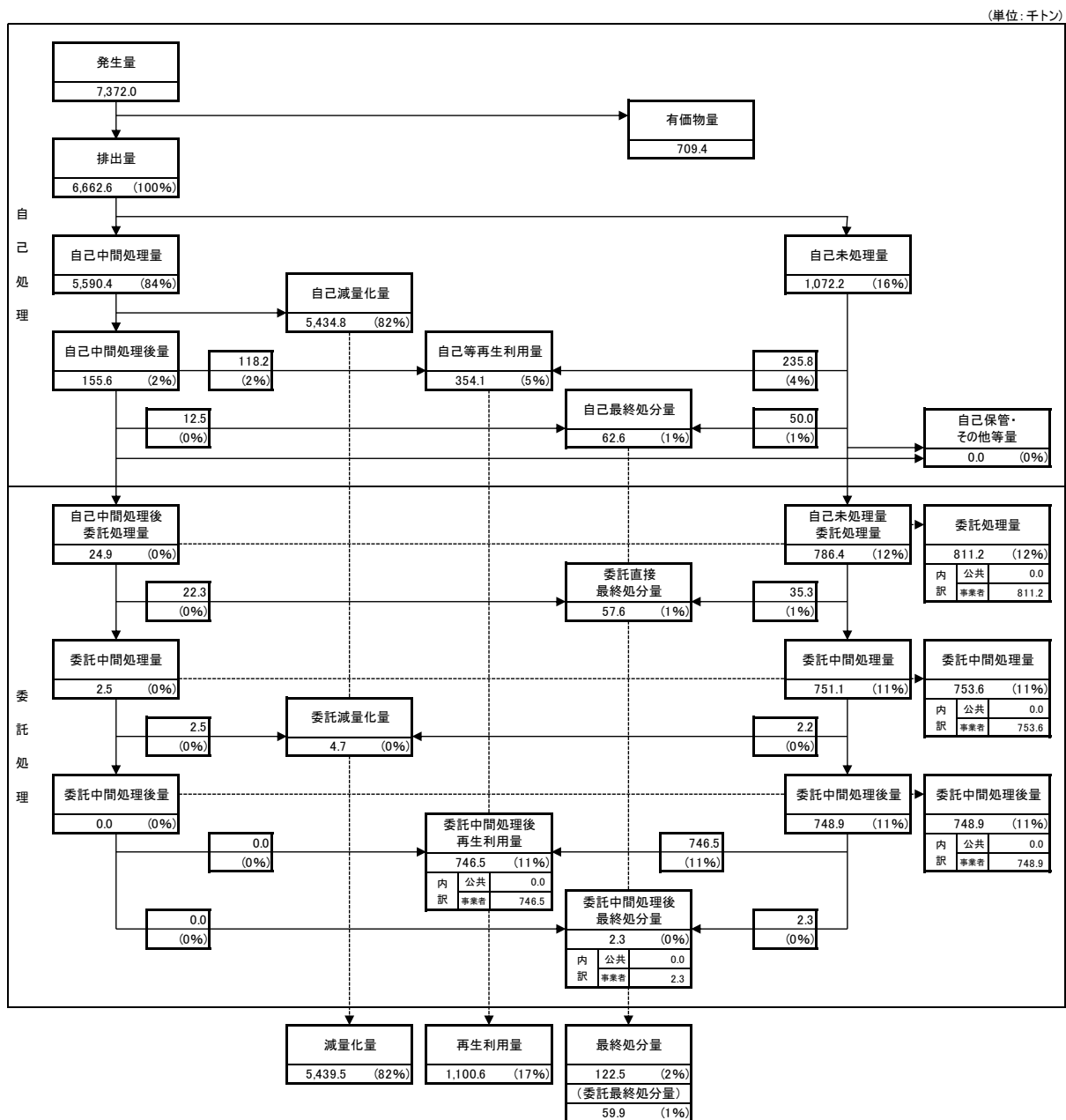


注：発生量の多い上位10種類の産業廃棄物について示す。
 ()内の数値は排出量に対する再生利用率および最終処分率を示す。

図 2.3-14 製造業における廃棄物種類別発生及び処理量

5) 電気・ガス・熱供給・水道業

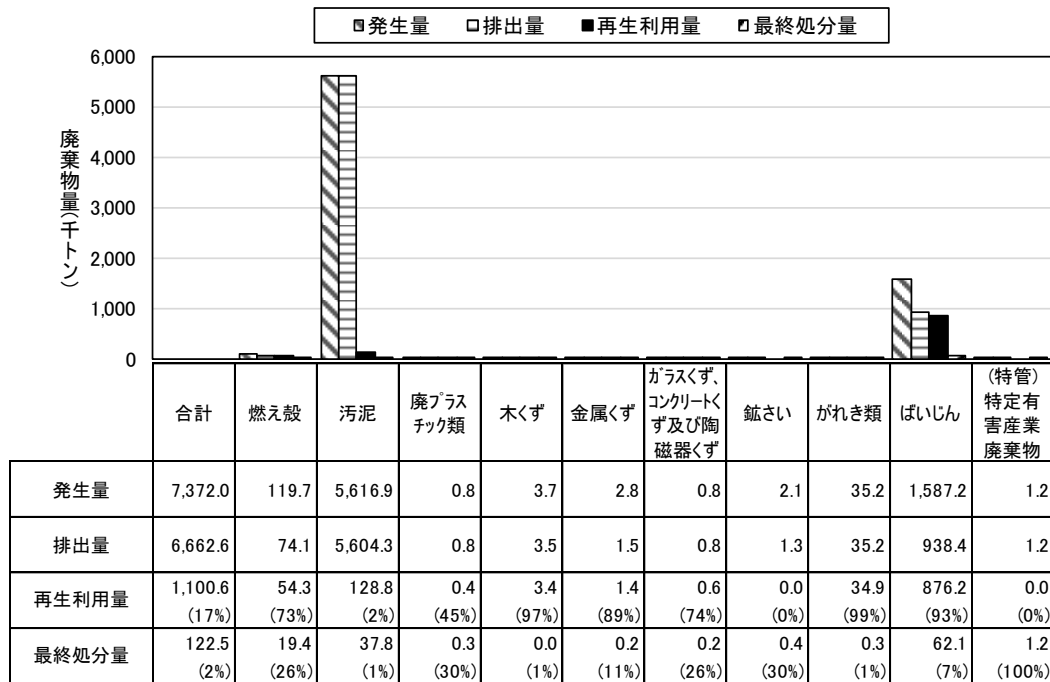
- ・電気・ガス・熱供給・水道業における産業廃棄物の発生及び処理状況は図 2.3-15 に示すとおりである。
- ・発生量 7,372.0 千トンのうち有価物は 709.4 千トンであり、6,662.6 千トンが廃棄物として排出されている。
- ・排出された 6,662.6 千トンのうち、再生利用された量が 1,100.6 千トン(排出量の 17%)、減量化された量が 5,439.5 千トン(同 82%)、最終処分された量が 122.5 千トン(同 2%)であり、自己保管・その他等量はなし、となっている。



注:()内の数値は排出量に占める割合を示す。合計は、四捨五入のため合わない場合がある。

図 2.3-15 電気・ガス・熱供給・水道業における産業廃棄物の発生及び処理状況

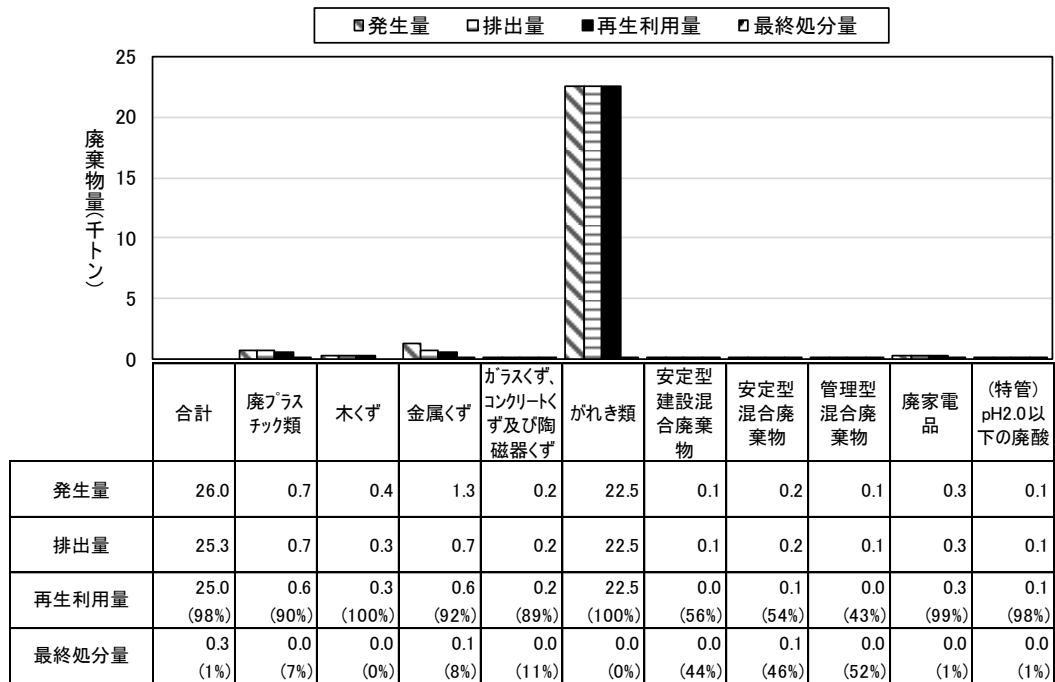
- ・ 廃棄物種類別の発生及び処理状況は図 2.3-16 に示すとおりである。
- ・ 発生量について廃棄物種類別に見ると、汚泥が 5,616.9 千トンと最も多く、ばいじん(1,587.2 千トン)、燃え殻(119.7 千トン)、がれき類(35.2 千トン)、木くず(3.7 千トン)などとなっている。



注：発生量の多い上位10種類の産業廃棄物について示す。
 ()内の数値は排出量に対する再生利用率および最終処分量を示す。

図 2.3-16 電気・ガス・熱供給・水道業における廃棄物種類別発生及び処理量

- ・廃棄物種類別の発生及び処理状況は図 2. 3-18 に示すとおりである。
- ・発生量について廃棄物種類別に見ると、がれき類が 22.5 千トンと最も多く、金属くず(1.3 千トン)、廃プラスチック類(0.7 千トン)、木くず(0.4 千トン)、廃家電品(0.3 千トン)などとなっている。

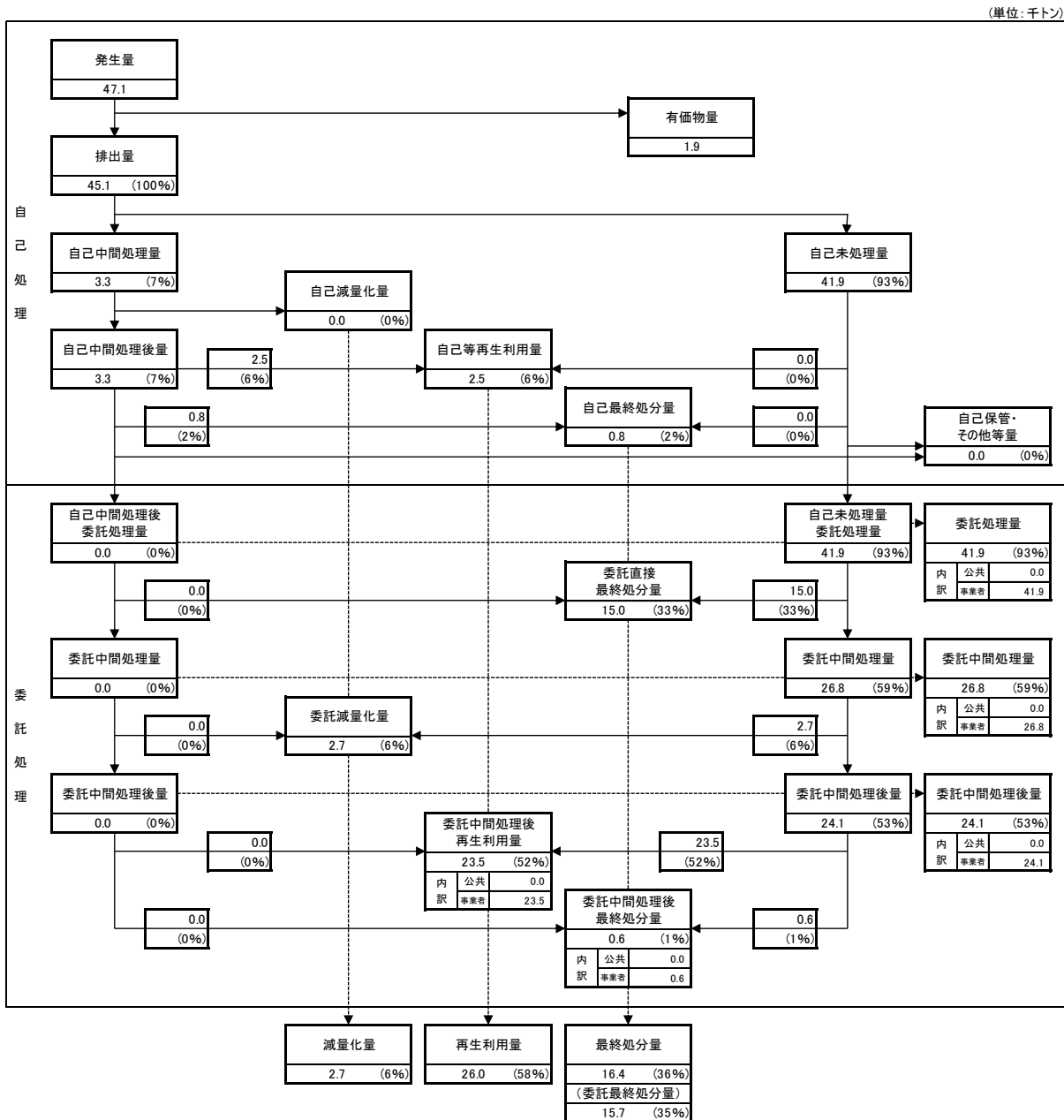


注：発生量の多い上位10種類の産業廃棄物について示す。
 ()内の数値は排出量に対する再生利用率および最終処分量を示す。

図 2. 3-18 情報通信業における廃棄物種類別発生及び処理量

7) 運輸業、郵便業

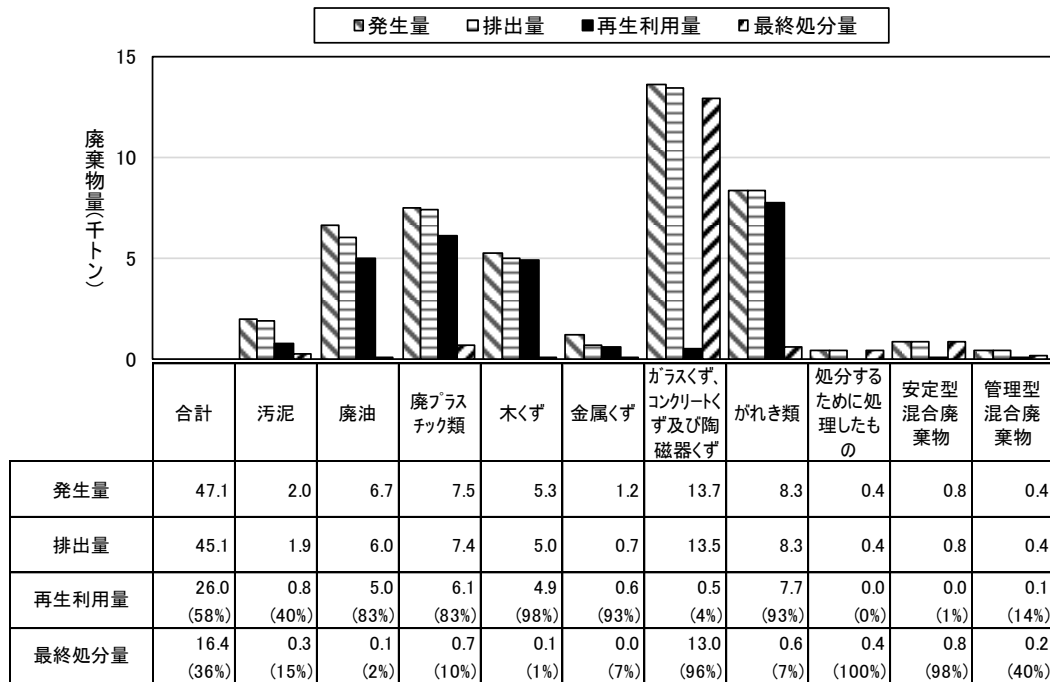
- ・運輸業、郵便業における産業廃棄物の発生及び処理状況は図 2.3-19 に示すとおりである。
- ・発生量 47.1 千トンのうち有価物は 1.9 千トンであり、45.1 千トンが廃棄物として排出されている。
- ・排出された 45.1 千トンのうち、再生利用された量が 26.0 千トン(排出量の 58%)、減量化された量が 2.7 千トン(同 6%)、最終処分された量が 16.4 千トン(同 36%)であり、自己保管・その他等量はなし、となっている。



注:()内の数値は排出量に占める割合を示す。合計は、四捨五入のため合わない場合がある。

図 2.3-19 運輸業、郵便業における産業廃棄物の発生及び処理状況

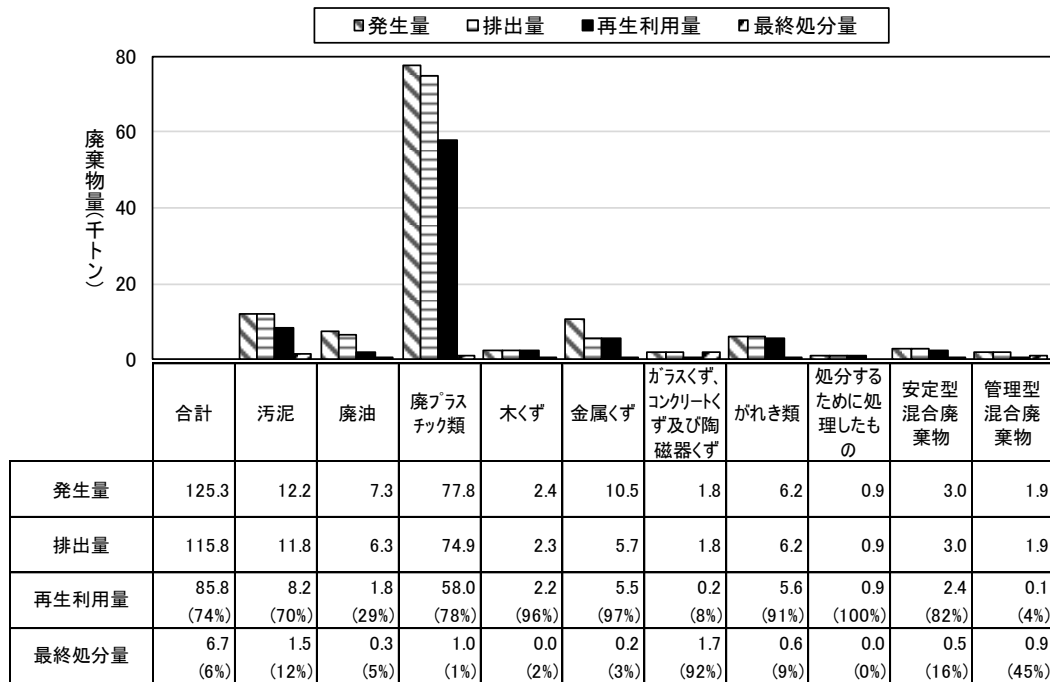
- ・ 廃棄物種類別の発生及び処理状況は図 2.3-20 に示すとおりである。
- ・ 発生量について廃棄物種類別に見ると、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずが 13.7 千トンと最も多く、がれき類(8.3 千トン)、廃プラスチック類(7.5 千トン)、廃油(6.7 千トン)、木くず(5.3 千トン)などとなっている。



注：発生量の多い上位10種類の産業廃棄物について示す。
 ()内の数値は排出量に対する再生利用率および最終処分率を示す。

図 2.3-20 運輸業、郵便業における廃棄物種類別発生及び処理量

- ・廃棄物種類別の発生及び処理状況は図 2.3-22 に示すとおりである。
- ・発生量について廃棄物種類別に見ると、廃プラスチック類が 77.8 千トンと最も多く、汚泥 (12.2 千トン)、金属くず(10.5 千トン)、廃油(7.3 千トン)、がれき類(6.2 千トン)などとなっている。

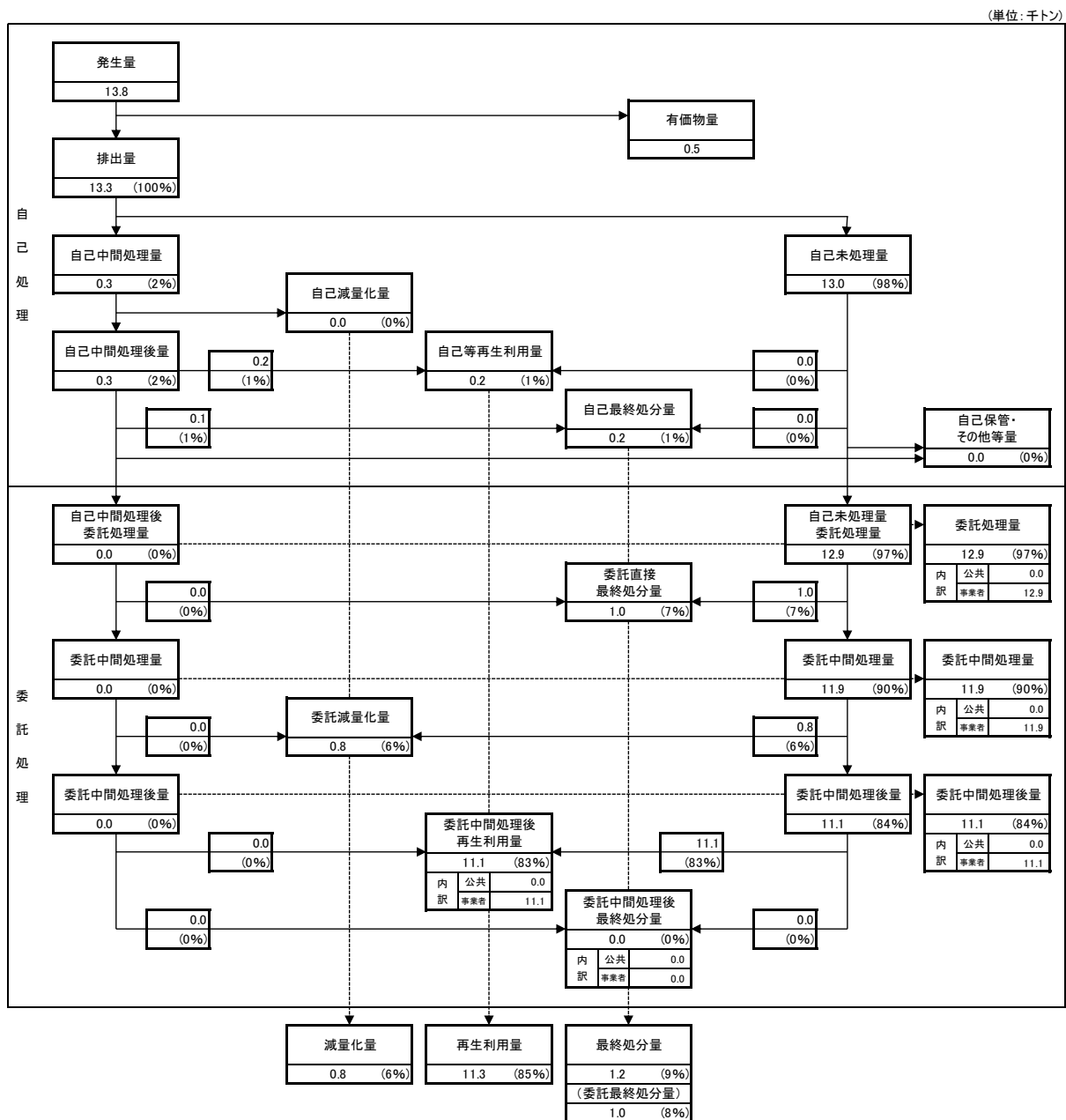


注：発生量の多い上位10種類の産業廃棄物について示す。
 ()内の数値は排出量に対する再生利用率および最終処分量を示す。

図 2.3-22 卸売業、小売業における廃棄物種類別発生及び処理量

9) 生活関連サービス業、娯楽業

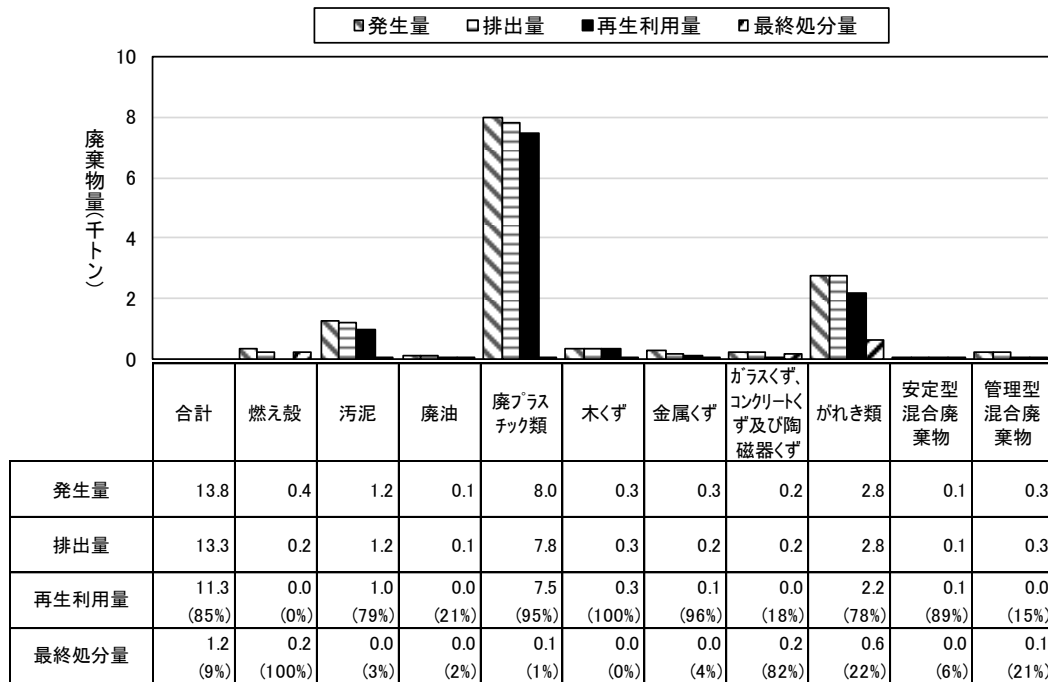
- ・生活関連サービス業、娯楽業における産業廃棄物の発生及び処理状況は図 2.3-23 に示すとおりである。
- ・発生量 13.8 千トンのうち有価物は 0.5 千トンであり、13.3 千トンが廃棄物として排出されている。
- ・排出された 13.3 千トンのうち、再生利用された量が 11.3 千トン(排出量の 85%)、減量化された量が 0.8 千トン(同 6%)、最終処分された量が 1.2 千トン(同 9%)であり、自己保管・その他等量はなし、となっている。



注:()内の数値は排出量に占める割合を示す。合計は、四捨五入のため合わない場合がある。

図 2.3-23 生活関連サービス業、娯楽業における産業廃棄物の発生及び処理状況

- ・廃棄物種類別の発生及び処理状況は図 2.3-24 に示すとおりである。
- ・発生量について廃棄物種類別に見ると、廃プラスチック類が 8.0 千トンと最も多く、がれき類(2.8 千トン)、汚泥(1.2 千トン)、燃え殻(0.4 千トン)、木くず(0.3 千トン)などとなっている。



注：発生量の多い上位10種類の産業廃棄物について示す。
 ()内の数値は排出量に対する再生利用率および最終処分量を示す。

図 2.3-24 生活関連サービス業、娯楽業における廃棄物種類別発生及び処理量

10) 医療、福祉

- ・医療、福祉における産業廃棄物の発生及び処理状況は図 2.3-25 に示すとおりである。
- ・発生量 36.2 千トンのうち有価物は 0.8 千トンであり、35.4 千トンが廃棄物として排出されている。
- ・排出された 35.4 千トンのうち、再生利用された量が 2.7 千トン(排出量の 8%)、減量化された量が 18.0 千トン(同 51%)、最終処分された量が 14.6 千トン(同 41%)であり、自己保管・その他等量はなし、となっている。

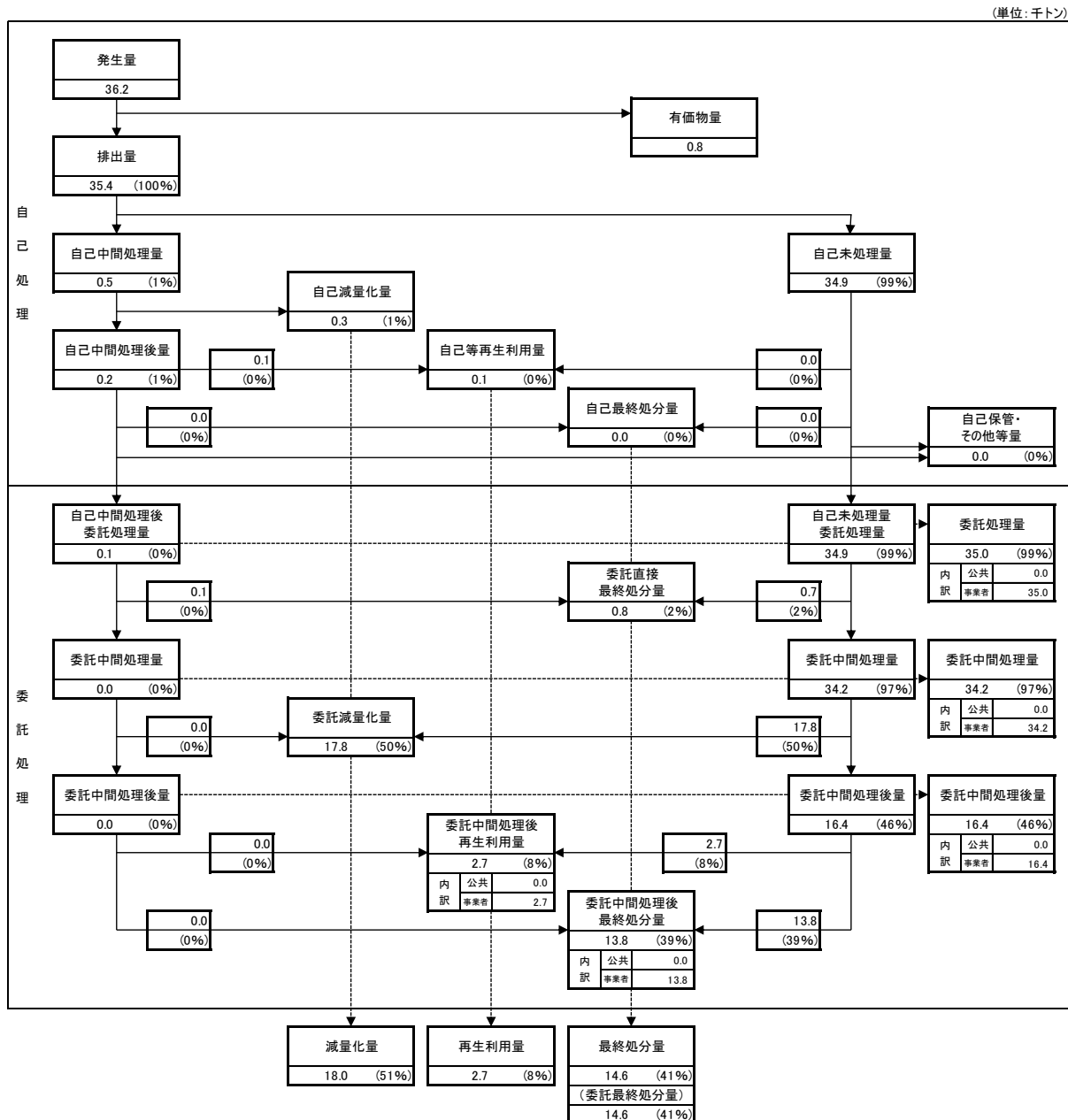
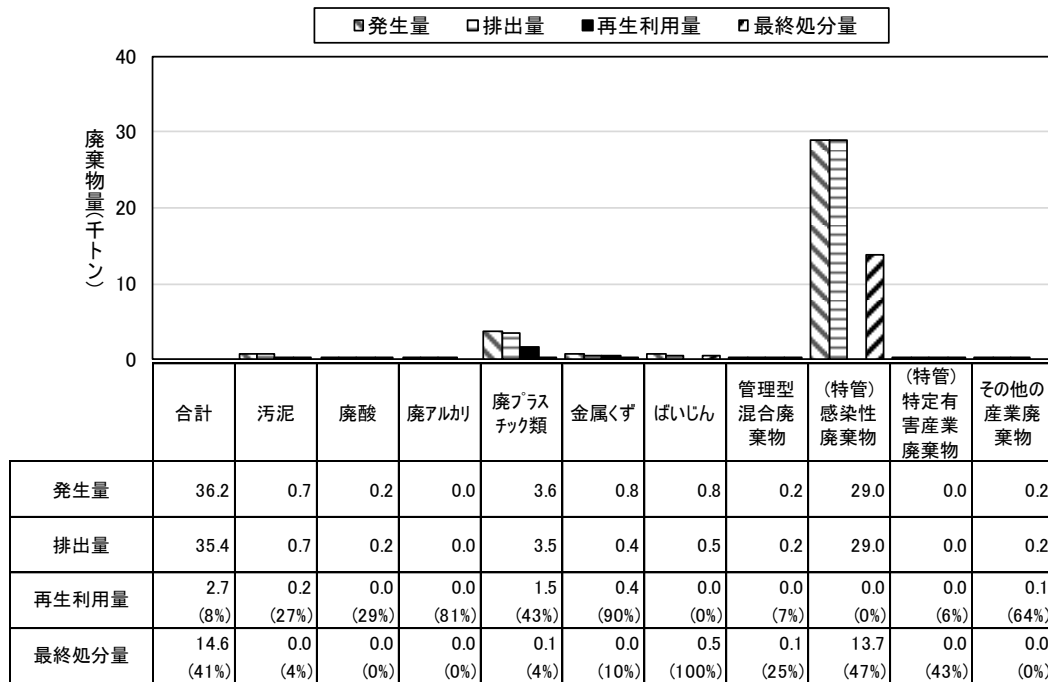


図 2.3-25 医療、福祉における産業廃棄物の発生及び処理状況

- ・廃棄物種類別の発生及び処理状況は図 2. 3-26 に示すとおりである。
- ・発生量について廃棄物種類別に見ると、感染性廃棄物が 29.0 千トンと最も多く、廃プラスチック類(3.6 千トン)、金属くず(0.8 千トン)、ばいじん(0.8 千トン)、汚泥(0.7 千トン)などとなっている。



注：発生量の多い上位10種類の産業廃棄物について示す。
 ()内の数値は排出量に対する再生利用率および最終処分量を示す。

図 2. 3-26 医療、福祉における廃棄物種類別発生及び処理量

2.4 地域別の結果概要

2.4.1 発生及び処理状況

- ・地域別の発生及び処理状況は、図 2.4-1～図 2.4-5 に示すとおりである。
- ・発生量(41,346 千トン)の内訳を地域別にみると、

①十勝	7,805 千トン(全発生量の	19%)
②胆振	6,547 千トン(同	16%)
③札幌市	4,674 千トン(同	11%)

 ④釧路 4,483 千トン、⑤オホーツク 3,660 千トン、⑥根室 3,451 千トンの順となっている。
- ・排出量(排出量 39,926 千トン)の内訳を地域別にみると、

①十勝	7,771 千トン(全排出量の	19%)
②胆振	5,781 千トン(同	14%)
③札幌市	4,579 千トン(同	11%)

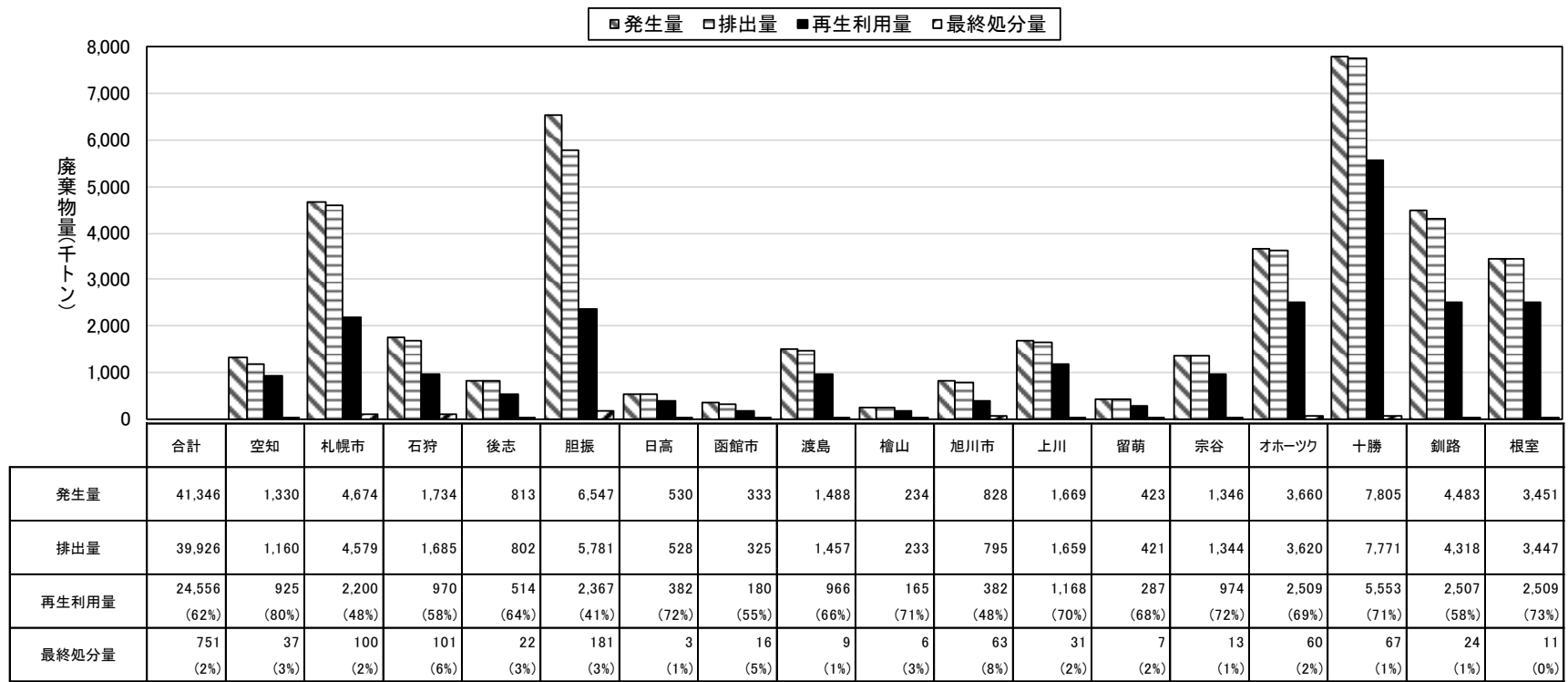
 ④釧路 4,318 千トン、⑤オホーツク 3,620 千トン、⑥根室 3,447 千トンの順となっている。
- ・再生利用量(24,556 千トン)の内訳を地域別にみると、

①十勝	5,553 千トン(全再生利用量の	23%)
②オホーツク	2,509 千トン(同	10%)
③根室	2,509 千トン(同	10%)

 ④釧路 2,507 千トン、⑤胆振 2,367 千トン、⑥札幌市 2,200 千トンの順となっている。
- ・最終処分量(最終処分量 751 千トン)の内訳を地域別にみると、

①胆振	181 千トン(全最終処分量の	24%)
②石狩	101 千トン(同	13%)
③札幌市	100 千トン(同	13%)

 ④十勝 67 千トン、⑤旭川市 63 千トン、⑥オホーツク 60 千トンの順となっている。



注：合計は、四捨五入のため合わない場合がある。()内の数値は排出量に対する再生利用率および最終処分率を示す。

石狩、渡島、上川は、それぞれ3政令市(札幌市、函館市、旭川市)を除いた区域を表している。

図 2.4-1 地域別の発生及び処理量

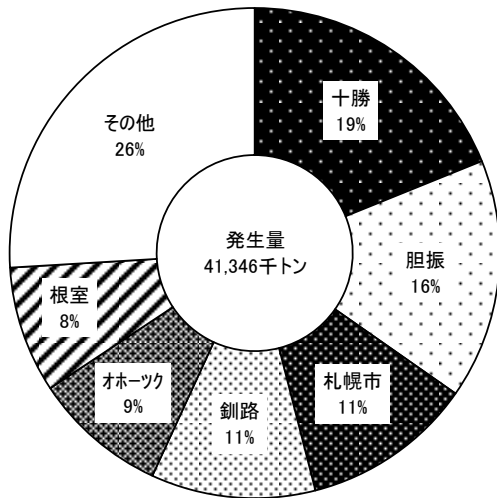


図 2.4-2 地域別発生量の割合

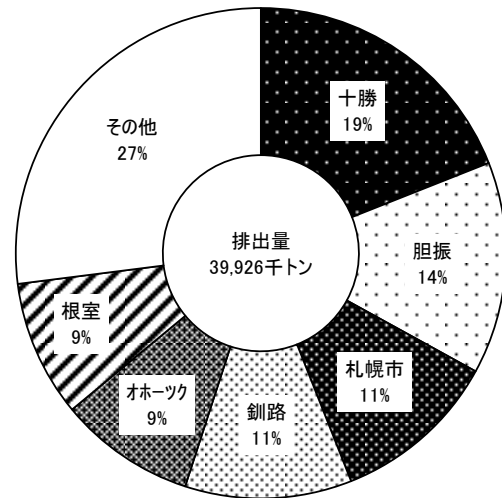


図 2.4-3 地域別排出量の割合

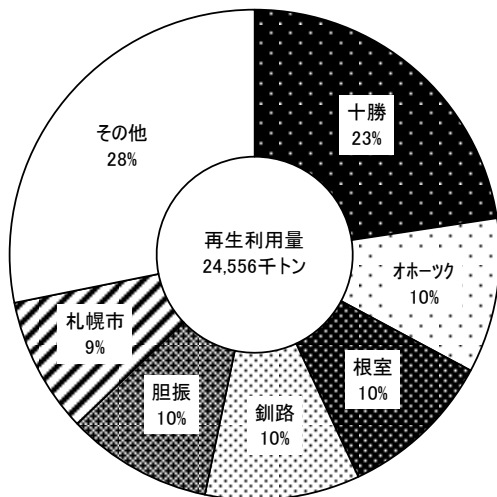


図 2.4-4 地域別再生利用量の割合

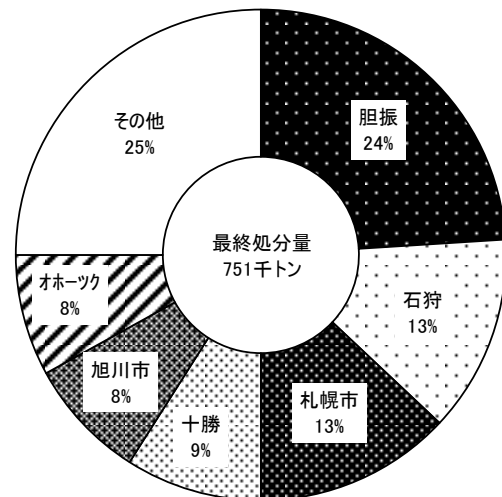


図 2.4-5 地域別最終処分量の割合

注: 割合の合計は、四捨五入のため合わない場合がある。

2.4.2 地域間移動の状況

- 北海道内で排出され、道内外で処理(自己中間処理、委託中間処理及び最終処分)された産業廃棄物量の合計は、表 2.4-1 に示すように 39,766 千トンとなっている。
- このうち、北海道内で処理された廃棄物は 39,763 千トン、北海道外に搬出され処理された廃棄物は 3 千トンとなっている。

表 2.4-1 地域間移動の状況

(単位:千トン)

処理・処分地域	排出地域																	
	合計	空知	札幌	石狩	後志	胆振	日高	函館	渡島	檜山	旭川	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室
合計	39,766	926	4,633	1,709	805	5,702	529	327	1,458	234	791	1,673	424	1,346	3,633	7,800	4,326	3,450
道内計	39,763	926	4,632	1,709	805	5,702	529	327	1,458	234	790	1,672	424	1,346	3,633	7,800	4,326	3,450
空知	1,136	884	95	83	1	5	0	0	0	0	52	3	6	2	1	1	-	3
札幌	4,272	2	4,019	170	5	0	-	6	31	0	-	-	-	-	0	20	18	0
石狩	1,844	19	435	1,342	21	17	0	0	1	0	2	1	1	0	1	0	0	2
後志	788	0	12	8	768	0	-	0	-	-	0	0	0	-	0	-	-	-
胆振	5,704	8	53	74	7	5,474	11	1	4	1	1	6	0	0	2	59	2	0
日高	551	1	3	19	2	3	516	-	-	-	8	-	-	-	0	-	-	-
函館	378	-	-	-	-	-	-	251	127	-	-	-	-	-	-	-	-	-
渡島	1,597	1	10	10	1	202	-	56	1,289	2	1	1	-	-	5	16	4	-
檜山	253	-	0	1	0	1	-	13	6	231	-	-	-	0	-	-	-	-
旭川	752	7	0	0	0	1	-	0	0	-	680	60	1	2	0	0	0	0
上川	1,645	1	0	0	0	0	0	-	0	-	43	1,600	1	0	0	0	-	-
留萌	413	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	413	0	-	-	-	-
宗谷	1,339	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	0	1	1,334	0	-	-	-
オホーツク	3,629	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	1	0	8	3,618	0	0	0
十勝	7,708	2	0	1	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	2	7,700	2	1
釧路	4,294	-	2	0	0	0	0	-	-	-	0	-	0	0	0	2	4,288	2
根室	3,459	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	11	3,442
道外	3	0	1	0	0	0	0	0	0	-	0	0	-	0	0	0	0	-

注: 表中の数値は、自己中間処理量、委託中間処理量及び最終処分量の合計値である。

合計は、四捨五入のため合わない場合がある。

「0」は1千トン未満を示す。

3 将来予測

3.1 将来予測の概要

将来予測の概要を表 3.1-1 に示す。

将来予測については、「今後とも大きな廃棄物の処理に関する変化や法律上の廃棄物の分類に変更がなく、業種別にみた産業廃棄物の種類別発生量の構成が変化しない」ものとして、令和 3 年度から令和 13 年度までの期間で行った。

予測は時系列法で行い、推計には指数式 $y = a \times b^x$ を用いた。

x : 経過年数(1, 2, 3, …)

a : 令和 2 年度の各処理量実績値

b : 年伸率

産業種類別の活動量指標を表 3.1-2 に示す。

表 3.1-1 将来予測の概要

項目	概要
予測の期間	令和 3 年度から令和 13 年度までの期間
前提条件	今後とも廃棄物処理・処分に関する変化や法律上の廃棄物の分類に変更がない。 業種別にみた産業廃棄物の種類別発生量の構成に変化がない。 各廃棄物の処理方法の割合等、現在と同様で変更がない。
推計の方法	各産業の活動量指標について、過去およそ 5 年間の範囲で傾向を捉え、年伸率を設定。 活動量指標の年伸率を乗じて当該年度の発生量を指数式により推計。

表 3.1-2 産業別種類別の活動量指標

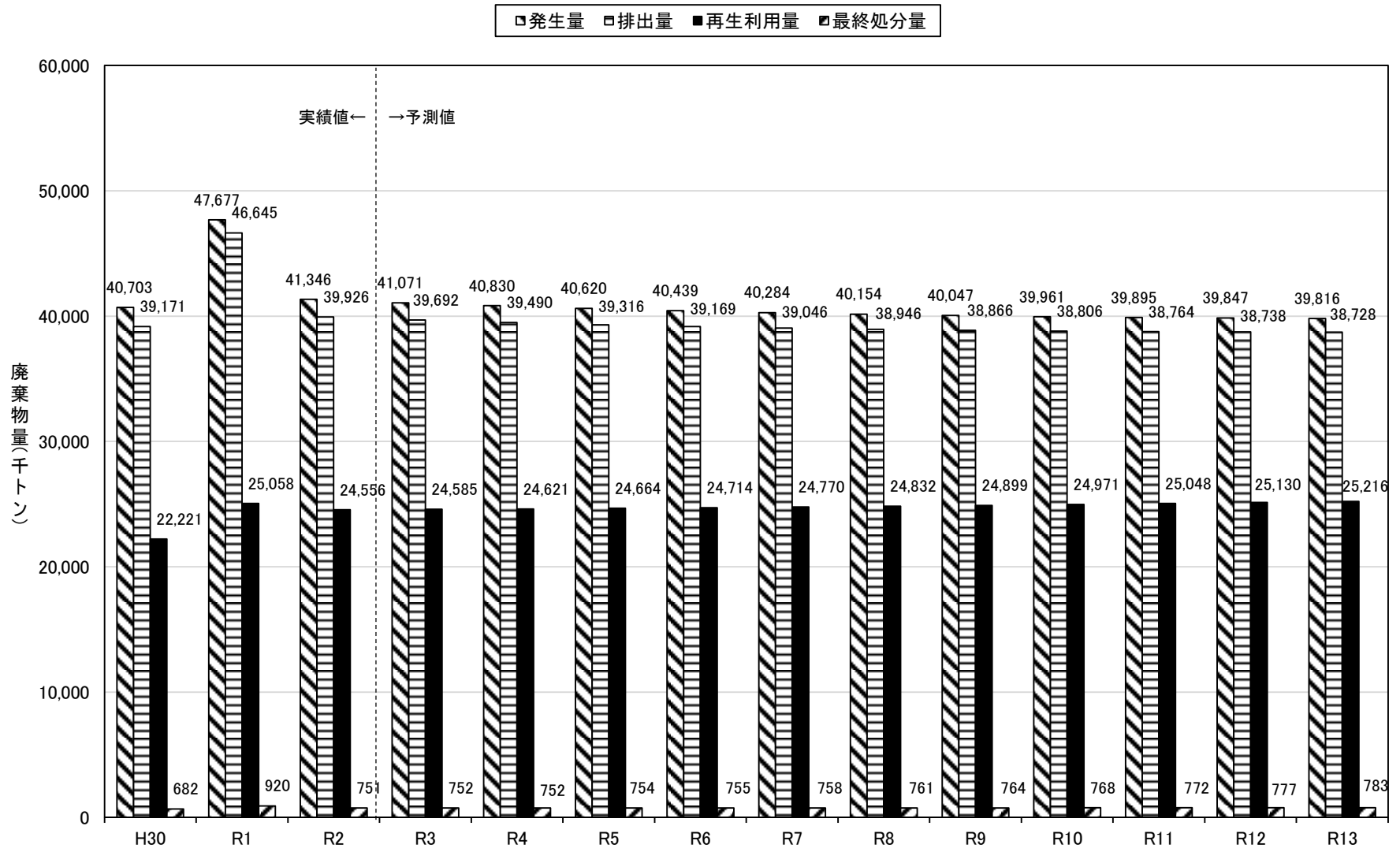
業種		廃棄物	指標項目	業種		廃棄物	指標項目
農業、林業	農業	動物のふん尿、 動物の死体	家畜の排せつ物量	製造業	業務用機械	全分類	製造品出荷額等
			上記以外		耕地面積		
	林業	全分類	伐採材積		電気機械		
漁業	-	全分類	水産系廃棄物発生量 実数		情報通信機械		
					輸送用機械		
鉱業	-	全分類	従業者数	その他製造品			
建設業	総合工事業	全分類	元請完成工事高	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業	全分類	発電電力量
	職別工事業				ガス業		ガス販売量
	設備工事業				熱供給業		従業者数
製造業	食料品	全分類	製造品出荷額等		上水道業		下水道業
	飲料・飼料			情報通信業	-	全分類	従業者数
	繊維工業			運輸業、郵便業	-	全分類	
	木材			卸売業、小売業	-	全分類	
	家具			金融業、保険業	-	全分類	
	パルプ・紙			不動産業、物品賃貸業	-	全分類	
	印刷・同関連産業			学術研究、専門・技術サービス業	-	全分類	
	化学工業			宿泊業、飲食サービス業	-	全分類	
	石油・石炭			生活関連サービス業、娯楽業	-	全分類	
	プラスチック			教育、学習支援業	-	全分類	
	ゴム			医療、福祉	-	全分類	
	皮革			複合サービス事業	-	全分類	
	窯業・土石			サービス業	-	全分類	
	鉄鋼			公務	-	全分類	
	非鉄金属			分類不能の産業	-	全分類	
	金属製品						
	はん用機械						
生産用機械							

3.2 発生・排出量の将来予測

3.2.1 発生及び処理量の予測結果

将来における産業廃棄物の発生・排出量は、図 3.2-1 に示すとおりである。

- ・発生量についてみると、令和 2 年度の 41,346 千トンから、令和 7 年度は 40,284 千トン、令和 13 年度は 39,816 千トンとなる。
- ・排出量についてみると、令和 2 年度の 39,926 千トンから、令和 7 年度は 39,046 千トン、令和 13 年度は 38,728 千トンとなる。
- ・再生利用量についてみると、令和 2 年度の 24,556 千トンから、令和 7 年度は 24,770 千トン、令和 13 年度は 25,216 千トンとなる。
- ・最終処分量についてみると、令和 2 年度の 751 千トンから、令和 7 年度は 758 千トン、令和 13 年度は 783 千トンとなる。



注: H30はアンケート調査による推計値

図 3.2-1 発生・排出量の将来予測

3.2.2 廃棄物種類別の予測結果

将来の廃棄物種類別発生量、排出量、再生利用量及び最終処分量は、図 3.2-2～図 3.2-5 に示すとおりである。

【発生量】

- ・令和 2 年度の発生量は、動物のふん尿が最も多く、以下、汚泥、がれき類、ばいじんが続いている。
- ・動物のふん尿は令和 2 年度の 21,597 千トンから、令和 7 年度は 22,061 千トン、令和 13 年度は 22,630 千トンとなる。
- ・汚泥は令和 2 年度の 9,742 千トンから、令和 7 年度は 8,410 千トン、令和 13 年度は 7,391 千トンとなる。
- ・がれき類は令和 2 年度の 4,686 千トンから、令和 7 年度は 4,842 千トン、令和 13 年度は 5,063 千トンとなる。

【排出量】

- ・令和 2 年度の排出量は、動物のふん尿が最も多く、以下、汚泥、がれき類、ばいじんが続いている。
- ・動物のふん尿は令和 2 年度の 21,597 千トンから、令和 7 年度は 22,061 千トン、令和 13 年度は 22,630 千トンとなる。
- ・汚泥は令和 2 年度の 9,634 千トンから、令和 7 年度は 8,322 千トン、令和 13 年度は 7,318 千トンとなる。
- ・がれき類は令和 2 年度の 4,686 千トンから、令和 7 年度は 4,842 千トン、令和 13 年度は 5,063 千トンとなる。

【再生利用量】

- ・令和 2 年度の再生利用量は、動物のふん尿が最も多く、以下、がれき類、ばいじん、汚泥が続いている。
- ・動物のふん尿は令和 2 年度の 16,090 千トンから、令和 7 年度は 16,435 千トン、令和 13 年度は 16,860 千トンとなる。
- ・がれき類は令和 2 年度の 4,585 千トンから、令和 7 年度は 4,737 千トン、令和 13 年度は 4,951 千トンとなる。
- ・ばいじんは令和 2 年度の 1,258 千トンから、令和 7 年度は 1,079 千トン、令和 13 年度は 919 千トンとなる。

【最終処分量】

- ・令和 2 年度の最終処分量は、廃プラスチック類が最も多く、以下、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、がれき類が続いている。
- ・廃プラスチック類は令和 2 年度の 137 千トンから、令和 7 年度は 144 千トン、令和 13 年度は 157 千トンとなる。
- ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずは令和 2 年度の 129 千トンから、令和 7 年度は 137 千トン、令和 13 年度は 150 千トンとなる。
- ・汚泥は令和 2 年度の 110 千トン、令和 7 年度は 104 千トン、令和 13 年度は 99 千トンとなる。

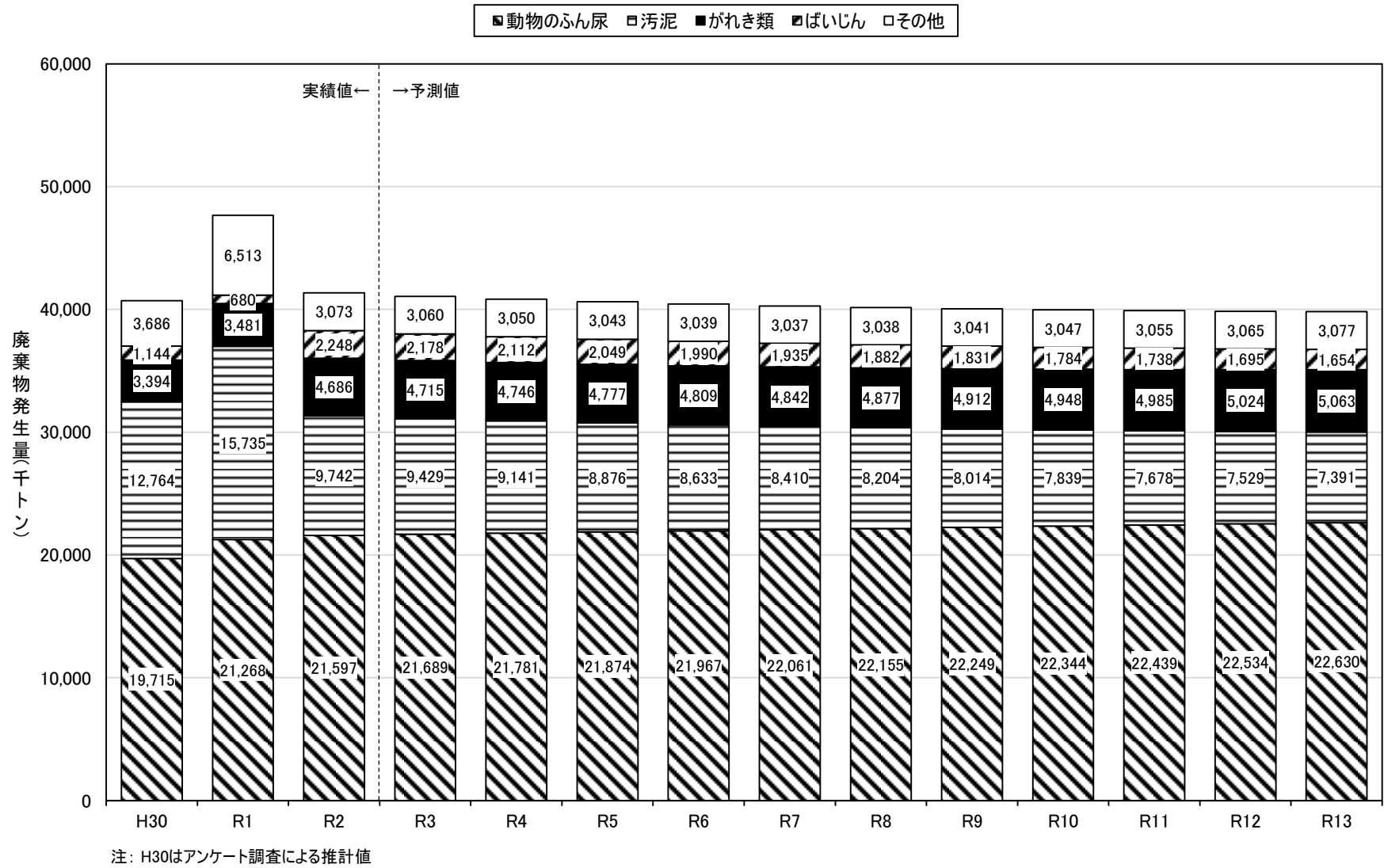


図 3.2-2 廃棄物種類別発生量の将来予測

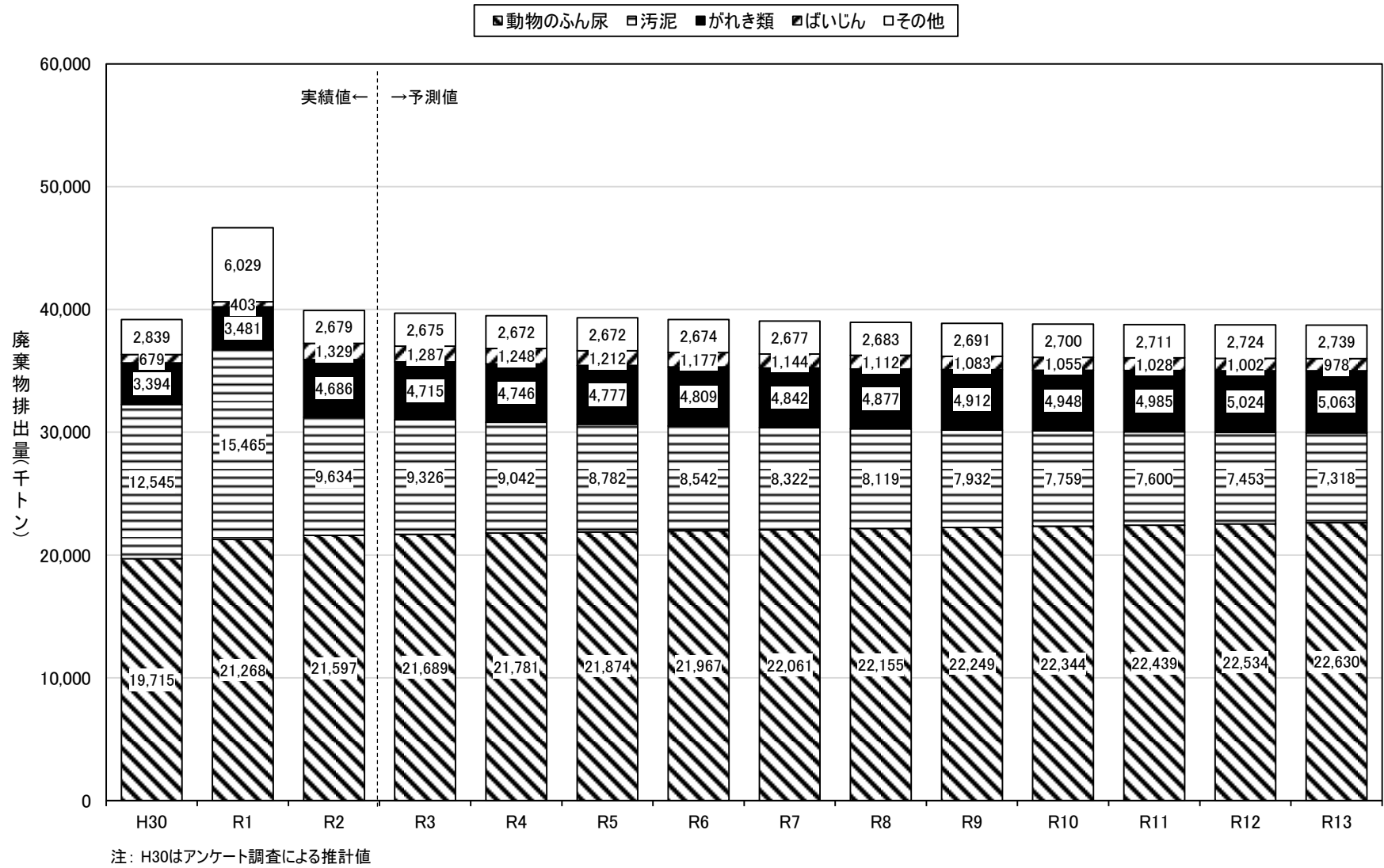


図 3.2-3 廃棄物種類別排出量の将来予測

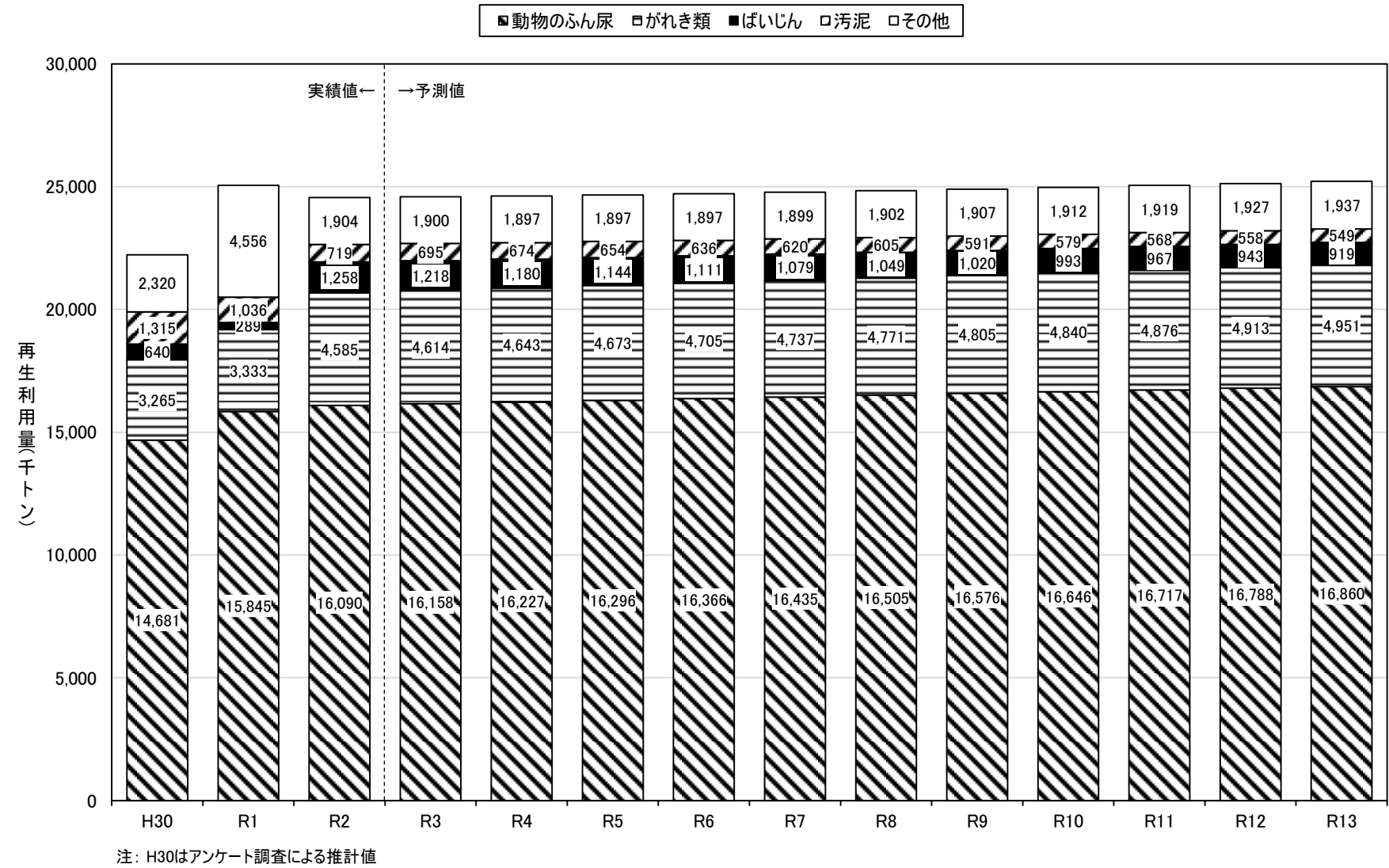


図 3.2-4 廃棄物種類別再生利用量の将来予測

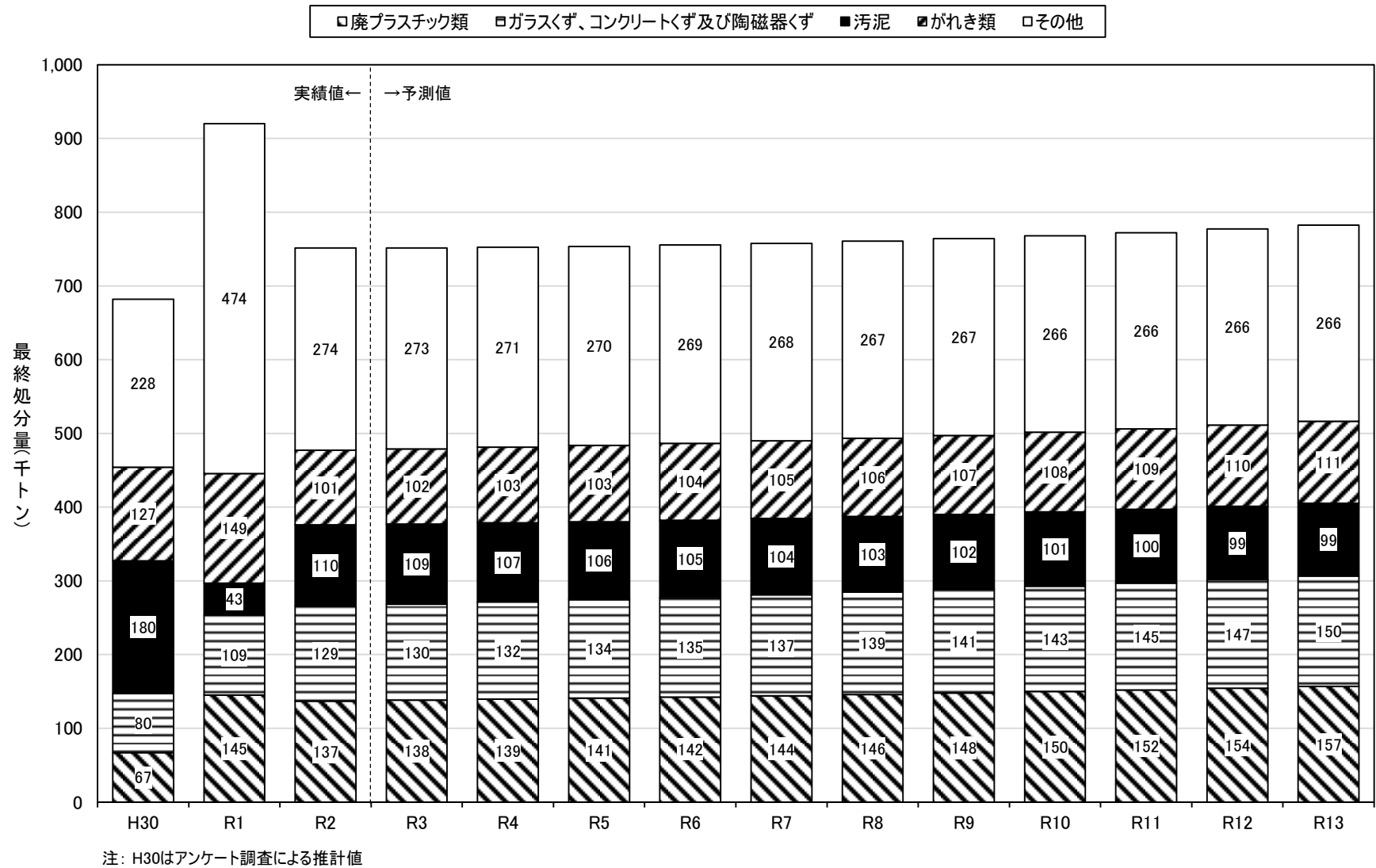


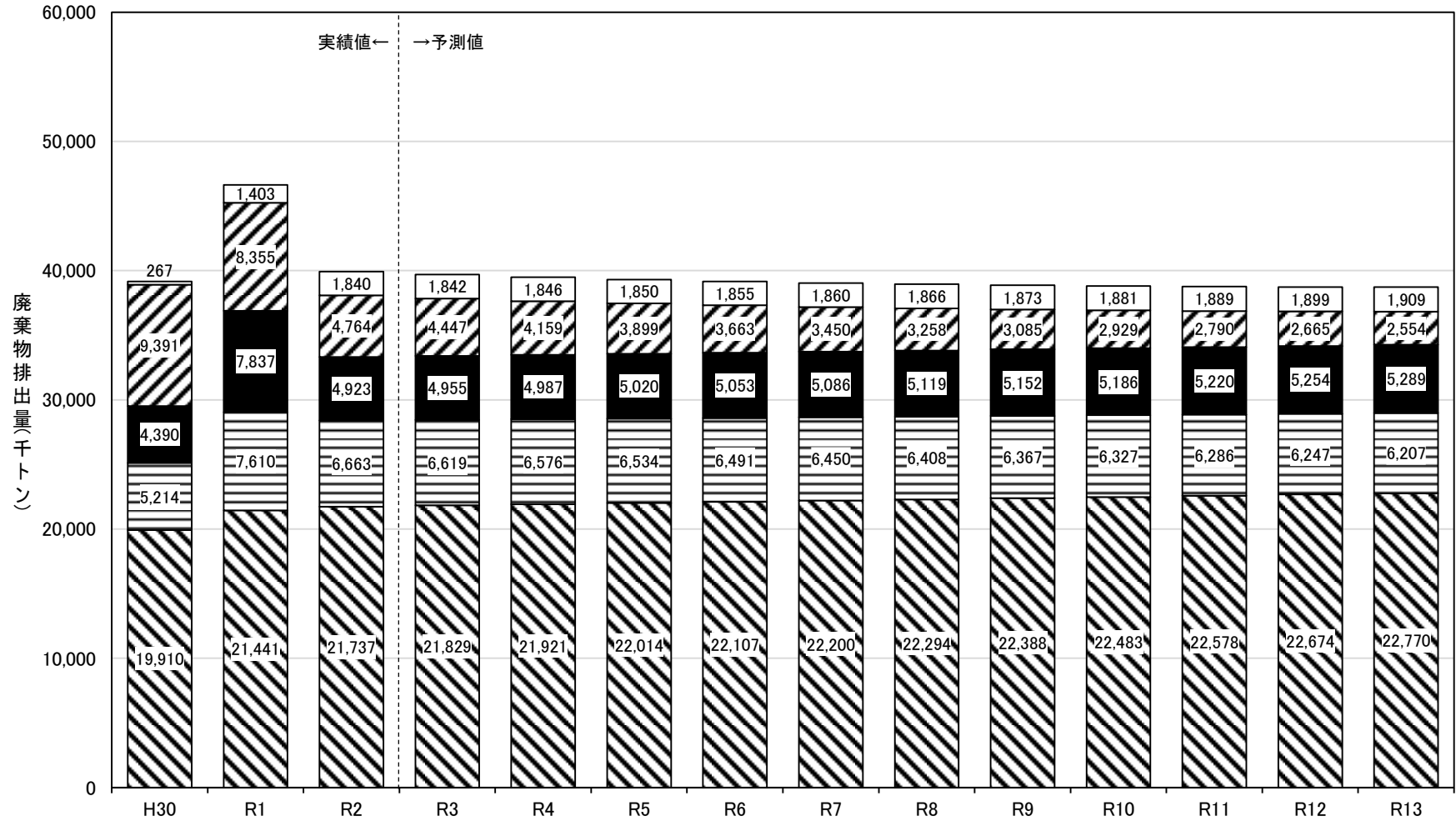
図 3.2-5 廃棄物種類別最終処分量の将来予測

3.2.3 業種別の予測結果

将来の廃棄物排出量について、業種別に整理した結果は図 3.2-6 に示すとおりである。

- ・令和 2 年度の排出量は、農業、林業が最も多く、以下、電気・ガス・熱供給・水道業、建設業、製造業が続いている。
- ・農業、林業は令和 2 年度の 21,737 千トンから、令和 7 年度は 22,200 千トン、令和 13 年度は 22,770 千トンとなる。
- ・電気・ガス・熱供給・水道業は令和 2 年度の 6,663 千トンから、令和 7 年度は 6,450 千トン、令和 13 年度は 6,207 千トンとなる。
- ・建設業は令和 2 年度の 4,923 千トンから、令和 7 年度は 5,086 千トン、令和 13 年度は 5,289 千トンとなる。

農業、林業
 電気・ガス・熱供給・水道業
 建設業
 製造業
 その他



注：H30はアンケート調査による推計値

図 3.2-6 業種別廃棄物排出量の将来予測